（求職者の方へ）　**正しく受給するために必ずお読みください。**

雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり

受給資格決定年月日	平成　　年　　月　　日	認定日（型ー曜日）
支給番号	□□□ー□□□□□□ー□	型
名　前		曜日

◎　**あなたの雇用保険説明会は次のとおりです。**

雇用保険説明会の日時	2 月 27 日（ 水 曜日）14 時 00 分

※　雇用保険説明会には、○印をつけたものを持参してください。

1　受給資格者のしおり
2　筆記用具
3　払渡希望金融機関指定届、または預（貯）金通帳（本人名義のもの）
4　写真　　枚（タテ3cm × ヨコ2.5cm程度の上半身のもの）
5　マイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載のある住民票のいずれか（＊）
6　運転免許証、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）のいずれか（船員の場合は船員手帳）
7　住民票記載事項証明書（住民票の写し、印鑑証明書）
　　国民健康保険被保険者証、または健康保険被保険者証
8　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）
（＊）受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカード等）が必要です。

◎　**あなたの最初の失業の認定日は次のとおりです。**

最初の失業認定日	3 月 19 日（ 火 曜日）11 時 00 分～ 12 時 00 分

※　認定日には、必ず次のものを持参してください。
雇用保険受給資格者証　・　失業認定申告書　・　その他（　　　　　　）

雇用保険説明会に出席できない場合には、必ず事前に連絡してください。

※ 雇用保険受給の手続きをすると、手続をした日以前に雇用保険に加入していた期間は、基本手当等の支給の有無にかかわらず、その後の雇用保険の支給要件の計算には算入されませんのでご注意ください。
※ 内容について不明な点がありましたら、お気軽に係員にお問い合わせください。
※ 駐車スペースには限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

厚生労働省HPに雇用保険のQ&Aを掲載しておりますので、ご覧ください。
【URLはこちら】http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html

ハローワーク（公共職業安定所）
厚生労働省北海道労働局職業安定部職業安定課

(30. 8)　LL300101 保 04

一日も早い再就職のために

雇用保険制度は、次の４つを大きな目的としています。

① 働く方々が、万一失業してしまった場合に必要な給付を行って、生活の安定を図り、１日も早く再就職できるよう支援すること。

② 定年後の再雇用、育児休業、介護休業により賃金が低くなる、またはなくなってしまうときに必要な給付を行って、仕事を続けられるよう支援すること。

③ ご自身の働く能力を伸ばす取り組みを支援すること。

④ 働く方々が、能力に合った仕事に就き、安心してその仕事ができるように、失業の予防や仕事をする能力の開発・向上などを支援すること。

この「しおり」では、「生活の安定を図り、１日も早く再就職できるよう支援する」という①の目的のための給付（基本手当、再就職手当など）を中心に説明します。

雇用保険の支給を受けるためには、さまざまな手続きを定められた期日に、または期間内に行っていただく必要があります。

雇用保険についてわからないことがありましたら、どんなことでも遠慮なく、ハローワークの職員にお問い合わせください。
雇用保険の仕組みをしっかりとご理解いただき、１日も早い再就職の実現のため、ハローワークの各種サービスをご利用ください。

また、退職された船員の方が、引き続き船員での再就職をご希望の場合は、地方運輸局の窓口をご利用ください。

目 次

はじめに

基本手当等の支給について

失業等給付は正しく受給しましょう

その他

職業相談について

再就職のチャンスをつかむためには、早め早めの「就職活動」が効果的です。

早期に再就職するメリット

1　失業期間が短いほど、持っている経験・スキルを生かすことができ、転職先の企業から即戦力として評価されやすくなります。

2　一般的に企業では勤続年数が賃金額を決定する大きな要素の１つであるため、１日でも早く再就職することにより、昇給の可能性が高くなるなど、労働条件の向上にも繋がります。

3 「早く就職しなければ」という焦りや不安といった精神的なストレスなどから解放されるとともに、年金や健康保険の負担が軽減します。

失業期間が長期化することによるデメリット

1　規則正しい生活リズム（就寝時間、食事時間など）が崩れ、就職活動への意欲が低下すると共に、再就職しても元の生活リズムに戻すことが難しくなります。

2　面接の際に、就業意欲の面でマイナスに評価されることがあります。

3　希望条件を下げて応募しても採用が決まらないという悪循環に陥ることがあります。

求職申込みをしてからハローワークの紹介で就職するまでの期間と割合

平成２９年度　北海道労働局統計

期間	割合
30日以内	50.3%
31日～60日	22.8%
61日～120日	16.2%

約半数の方が求職申込（登録）後、**１ヶ月以内**に再就職しています。

ハローワークのサービスをご利用ください

ハローワークでは、みなさまが１日も早くご自身の希望される安定した仕事に就けるよう、職業紹介をはじめとしたさまざまなサービスを提供しています。

ハローワークは厚生労働省所管の国の機関ですので、全てのサービスが無料でご利用いただけます。以下にハローワークの主なサービスをご紹介しますので、ぜひご利用ください。

なお、ハローワークをご利用いただく際には、**「雇用保険受給資格者証」**をお持ちください。

仕事についての相談

ハローワークの職業相談窓口では、就職に関するさまざまな相談に対応しています。「希望する求人が見つからない」、「気になる求人があるのだけど、どうしよう・・・」など、どのようなことでも結構です。お気軽に窓口へお越しください。

また、現在の求人状況の説明や、１日も早い再就職のためのアドバイスなども行っています。

求人情報の提供

ハローワークには、さまざまな会社から、毎日新しい求人が寄せられています。

求人情報は、タッチパネル式のパソコンを使って簡単にご覧いただくことができます。

さらに、ハローワークでは、他のハローワークに出ている求人情報の提供も行っていますので、広範囲の求人情報を入手することができます。

希望の会社への紹介

応募したい求人がありましたら、職業相談窓口へお越しください。

その求人についての説明やアドバイス、もちろんご質問もお受けしたうえで、会社の担当者と面接日時などの調整を行い、紹介状をお渡しします。

また、求人の各種条件が多少ご希望と合わない場合には、会社との調整も行っています。

仕事探しのサポート

ハローワークでは、みなさまの仕事探しをサポートするため、ご自身に適した仕事を見つけるための方法や、面接の受け方についてのアドバイスなど、各種セミナーを開催しています。各種セミナーのスケジュールなどについては、各ハローワークにお問い合せください。

その他のサービス

その他にも、ハローワークごとに、さまざまなサービスを提供しています。

サービスのメニュー・内容については、各ハローワークにお問い合わせください。

受給手続きのながれ

離　職

↓

求職申込と受給資格の決定

受給手続きをする本人が、必要書類をハローワークまでご持参ください。ハローワークでは、提出された書類等により受給資格の確認・決定を行います。

↓

雇用保険説明会

受給資格者証など必要な書類をお渡しします。
また、雇用保険の受給手続きの進め方や就職活動について説明します。

↓

待期満了

受給手続きを開始した日から、失業の状態が通算して７日間経過するまでを「待期期間」といい、この間は雇用保険の支給となりません。

↓

給付制限

自己都合等で退職された方は、待期満了の翌日からさらに３か月間基本手当は支給されません。これを「給付制限」といいます。

↓

失業の認定

認定日ごと（原則として4週間に1回）に失業認定申告書を提出してください。
就労の有無、求職活動の実績などを確認して失業の認定を行います。

↓

基本手当の支払い

失業の認定を受けた日数分の基本手当は、あなたの普通預金口座への振込みとなります。（振込みまでの期間は金融機関によって異なりますが、おおむね1週間程度かかりますのでご了承ください）

↓

原則として４週間ごとにあなたの認定日が指定されます。

職業相談をご利用ください

求人閲覧、職業相談などは、認定日以外の日も利用できます。
積極的な求職活動で１日も早い再就職を。

↓

就　職

再就職に対する給付金として、再就職手当・就業促進定着手当・就業手当・常用就職支度手当・高年齢再就職給付金などを申請できる場合があります。

↓

支給終了

支給終了後も、職業相談はご利用いただけます。
遠慮なく、ハローワークへお越しください。

1 雇用保険の給付を受けることができる人は？

雇用保険では、失業中の生活を心配せずに仕事探しに専念し、１日も早く再就職していただくために**「求職者給付」**を支給します。

この求職者給付は、**仕事を辞めたら必ず支給を受けられるものではありません。**

求職者給付を受給できるのは、**失業の状態にある方**のみです。

2 失業の状態とは？

失業の状態とは、次の条件を全て満たす場合のことをいいます。

○ **積極的に就職しようとする意思があること。**

○ **いつでも就職できる能力（健康状態・環境など）があること。**

○ **積極的に仕事を探しているにもかかわらず、現在職業に就いていないこと。**

以下のいずれかの状態に当てはまる方は、原則として求職者給付を受けることができません。

1．病気やケガですぐに就職することができない（労災保険の休業［補償］給付や健康保険の傷病手当金などの支給を受けている場合を含みます）
2．妊娠、出産、育児などによりすぐに就職することができない
3．親族の看護などですぐに就職することができない
4．定年などにより離職してしばらくの間休養する
5．結婚して家事に専念し、就職を希望しない
6．家事手伝いや農業、商業など家業に従事し、就職することができない
7．自営業（準備を含みます）をしている　※収入の有無を問いません。
8．会社などの役員に就任している（活動や報酬がない場合はハローワークでご確認ください）
9．就職（見習い、試用期間、研修期間を含み、収入の有無を問いません）している
10．学業に専念する（昼間の学校に通っていて、すぐに就職することができない）
11．次の就職が決まっている（雇用予約・内定を含みます）

※　１．２．３．４．の理由により、すぐに職業に就くことができないときは、**受給期間を延長**できる場合があります。（１８ページ参照）

保険料を負担していたのに、求職者給付を受給できないことがあるの？

雇用保険は、積立貯金のように、保険料を負担していれば、必ず支給を受けることができるという制度ではありません。

雇用保険は、あなた自身に納めていただいた保険料のほかに、他の働く方々や事業主からの保険料と税金によって、国が運営している相互扶助（助け合い）の制度です。

このため、法律に定める要件に当てはまらない限り、支給を受けることはできません。

働きたい気持ちはあるけれど、今は病気等で働けない場合はどうすればいいの？

求職者給付を受けることができるのは、原則として離職日の翌日から１年間です。この期間のことを「受給期間」といいます。

退職後、病気、妊娠等の理由ですぐに働くことができない間に、受給期間が過ぎてしまうと、せっかくの保険制度が利用できないことになってしまいます。

そこで、一定の基準を満たした場合には、この受給期間を一定期間延長し、その後、働くことができるようになってから、雇用保険の受給の手続きを行っていただく制度があります（詳しくは１８ページ参照）。

仕事を辞めて、資格を取るため昼間学校に通う場合、保険はもらえないの？

昼間学校に通うことによって、前ページで説明した「失業の状態」ではなくなっている場合には、求職者給付を受けることはできません。

また、学校教育法第１条に規定される学校、同法第１２４条に規定される専修学校または同法第１３４条第１項に規定される各種学校の学生または生徒など（通信制・夜間制・定時制を除く。以下「昼間学生」といいます。）や、実質、昼間学生と同様の方については、原則として、雇用保険法上の労働者となりませんので、求職者給付の支給を受けることはできません。

どのような状況が「就職」したことになるの？

雇用保険法でいう「就職」とは、いわゆる正社員だけではなく、アルバイトやパートおよび研修等も含まれます。

また、会社の役員へ就任する場合はもちろん、自営業の準備や自営業を営むこと、農業・商業等の家業への従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動などについても、「就職」となる場合があります。詳しくは、「１１　失業認定申告書の書き方」をご覧ください。

3 雇用保険受給資格者証の見方

◎表面

雇用保険受給資格者証

（第１面）

1. 支給番号	2. 氏名			
1	2			
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
3		5	6	
8. 住所又は居所				
9. 支払方法（記号（口座）番号 - 金融機関名 - 支店名）				
9				

10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由
	11	12
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限
	14	15

16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日
16	17	18
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間
19	20	21
22. 離職前事業所名		
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示（災害時、一括、巡相、市町村）	
23		

◎裏面

【離職理由　11、12、21、22、23、24、25、31、32、33の場合】

行数	処理月日	認定（支給）期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0427	18-012345-6		ココヨウ　タロウ		次回認定日05月25日	
2		待期満了　待期満了日		300405			
3		300406-0426	21	基本手当	￥○○○，○○○	69	
4							

「300406-0426」「21」とは、認定期間（平成30年4月6日～4月26日）と認定した支給日数（21日）です。

残っている支給日数です。

【離職理由　40、50の場合】（給付制限のある場合）

行数	処理月日	認定（支給）期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0427	18-012345-6		ココヨウ　タロウ		次回認定日07月20日	
2		待期満了　待期満了日		300405			
3		給付制限期間300406-300705		離職理由40			
4							

「300406-300705」とは、給付制限を受けた場合に表示され、この期間（平成30年4月6日～7月5日）は基本手当は支給されません。

内容に間違いがないか、必ずご確認ください。万一、間違いがあった場合には、職員にお申し付けください。

1	支給番号	受給のための番号です。ハローワークへのお問い合わせや、失業認定申告書に記入する番号です。
2	氏名	名前の読み方が間違っていませんか？（金融機関に登録してある読み方と異なると振り込みができませんので、ご注意ください）
3	被保険者番号	雇用保険では、今後お勤めの場合もこの番号が使用されます。
5	離職時年齢	あなたの離職時の満年齢です。
6	生年月日	１桁目の「3」は「昭和」、4は「平成」を表します。「－」の右側は年月日を表します。
9	支払い方法	指定された金融機関名、支店名、口座番号です。
11	離職年月日	あなたが離職した日です。
12	離職理由	離職理由を番号で表しています。 11、12　：　解雇（50を除く） 21　：　雇止め（同一の事業主に３年以上雇用） 22　：　雇止め（同一の事業主に３年未満雇用・更新明示あり） 23　：　期間満了（同一の事業主に３年未満雇用・更新可能な旨明示あり） 24　：　期間満了（21～23以外） 25　：　定年（船員の方を除く）・移籍出向 31、32　：　正当な理由のある自己都合退職（事業主からの働きかけ等） 33　：　正当な理由のある自己都合退職（31、32以外） 40、45　：　正当な理由のない自己都合退職 50、55　：　自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇
14	離職時賃金日額	原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計を180で割った額です。
15	給付制限	給付制限がある場合、その給付制限期間です。
16	求職申込年月日	あなたがハローワークに離職票を提出し、求職申込みをした日です。
17	認定日	左側は週型、右側は曜日を表します（１２ページ参照）。
18	受給期間満了日	あなたが基本手当を受けることのできる期間の最終日です。
19	基本手当日額	あなたが受ける基本手当の１日分の金額です。
20	所定給付日数	あなたが基本手当を受けることができる上限日数です（９ページ参照）。
21	通算被保険者期間	あなたが被保険者として雇用されていた通算の期間です（８ページ参照）。
23	再就職手当支給歴	あなたが過去に再就職手当を受給したことがある場合、最後に支給を受けた日です。

☆　**雇用保険受給資格者証は、他人に貸したり譲ったりすることはできません。また紛失した場合には、すぐハローワークへ届け出てください。**

☆　**雇用保険受給資格者証は、コンピュータで処理しますので、折り曲げ線以外で折り曲げたり、汚したりしないでください。**

☆　**雇用保険受給資格者証は、支給終了後も大切に保管してください。**

4 基本手当の日額と給付日数は？

求職者給付のうち、失業の状態にある日について支給する手当を**「基本手当」**といいます。

（１）　**基本手当の日額**は、原則として、離職される直前の６か月間に支払われた賃金の合計金額を、180で割った金額（**賃金日額**）のおよそ**45%～80%**になります（基本手当の日額については、別途上限が定められています）。

※　基本手当の日額は、「毎月勤労統計」の結果に基づき、毎年8月1日に改定されます。

（２）　基本手当の日額は、年齢層ごとにも上限が定められています。

（基本手当の支給対象となる日が平成30年８月１日から平成31年７月31日までの場合）

賃金日額（w円）	給付率	基本手当日額（y円）
●離職時の年齢が30歳未満または６５歳以上の方		
2,480円以上4,970円未満	80%	1,984円～3,975円
4,970円以上12,210円以下	80%～50%	3,976円～6,105円　（＊１）
12,210円超13,500円以下	50%	6,105円～6,750円
13,500円（上限額）超	—	**6,750円（上限額）**
●離職時の年齢が30歳以上45歳未満の方		
2,480円以上4,970円未満	80%	1,984円～3,975円
4,970円以上12,210円以下	80%～50%	3,976円～6,105円　（＊１）
12,210円超14,990円以下	50%	6,105円～7,495円
14,990円（上限額）超	—	**7,495円（上限額）**
●離職時の年齢が45歳以上60歳未満の方		
2,480円以上4,970円未満	80%	1,984円～3,975円
4,970円以上12,210円以下	80%～50%	3,976円～6,105円　（＊１）
12,210円超16,500円以下	50%	6,105円～8,250円
16,500円（上限額）超	—	**8,250円（上限額）**
●離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方		
2,480円以上4,970円未満	80%	1,984円～3,975円
4,970円以上10,980円以下	80%～45%	3,976円～4,941円　（＊２）
10,980円超15,740円以下	45%	4,941円～7,083円
15,740円（上限額）超	—	**7,083円（上限額）**

＊１　$y=0.8w-0.3\{(w-4{,}970)/7{,}240\}w$

＊２　$y=0.8w-0.35\{(w-4{,}970)/6{,}010\}w$, $y=0.05w+4{,}392$　のいずれか低い方の額

（３）　基本手当を受けることができる日数の上限は、**離職の日における年齢、被保険者として雇用されていた期間および原則として直近の離職理由**などにより、次ページの表のとおり定められています（これを「**所定給付日数**」といいます）。

被保険者として雇用されていた期間

転職等で被保険者であった期間に空白がある場合で、その空白期間が１年以内の場合には、前後の被保険者であった期間を通算します。ただし、過去に基本手当（再就職手当等を含む。）または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、その支給を受けた後の被保険者であった期間のみが通算されることになります。

また、官民人事交流法第21条第１項に規定する雇用継続交流採用職員であった期間および育児休業給付の支給を受けた期間（平成19年10月１日以降）も、所定給付日数を算定する計算から除きます。

① 契約期間満了、定年退職、自己の意思等で離職した方
（受給資格者証の離職理由が24、25、33、40、50の方）

被保険者であった期間 ＼ 離職時の年齢	１０年未満	１０年以上２０年未満	２０年以上
全　年　齢	９０日	１２０日	１５０日

② 倒産、解雇、一定の要件を満たす雇止め等で離職された方
（受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、23、31、32の方）

被保険者であった期間 ＼ 離職時の年齢	１年未満	１年以上５年未満	５年以上１０年未満	１０年以上２０年未満	２０年以上
３０歳未満	９０日	９０日	１２０日	１８０日	―
３０歳以上３５歳未満		１２０日	１８０日	２１０日	２４０日
３５歳以上４５歳未満		１５０日		２４０日	２７０日
４５歳以上６０歳未満		１８０日	２４０日	２７０日	３３０日
６０歳以上６５歳未満		１５０日	１８０日	２１０日	２４０日

※　一定の要件を満たす雇止めにより離職された方に②の表が適用されるのは暫定措置です。
（平成34年3月31日までの間に離職された方が対象）

③ 障害者等の就職が困難な方（ご本人からの申し出が必要となります）

被保険者であった期間 ＼ 離職時の年齢	１年未満※	１年以上
４５歳未満	１５０日	３００日
４５歳以上６５歳未満		３６０日

※「１年未満」欄は、②に該当する理由またはその他やむを得ない理由により離職された方にのみ適用されます。

5 基本手当の支給を受けることができる期間は？

基本手当を受けることができる期間は、**原則として離職日の翌日から1年間（所定給付日数が330日の方は1年間＋30日、360日の方は1年間＋60日）**です。この期間を「**受給期間**」といいます。

この期間内の失業の状態にある日について、所定給付日数を限度として基本手当の支給を受けることができます。

この期間を過ぎると、所定給付日数分を受給し終わっていなくても、それ以後、基本手当の支給を受けることはできません。

たとえば

自己都合で離職してから、ハローワークで手続きをするのが遅くなってしまった場合。
所定給付日数は150日だったのですが・・・

この場合、120日分の支給を受けた時点で受給期間が終了するため、30日分は支給を受けることができません。

ただし、病気やけが、妊娠等で**引き続き30日以上働けなくなったときには、受給期間を延長**することができます（「14　受給期間の延長とは？」をご覧ください）。

また、9ページ③の方で、所定給付日数が300日または360日であって、3か月の給付制限を受けた場合には、以下の受給期間の特例が適用されます。

この場合、当初の受給期間にAを加えた期間が受給期間となります。
※　A＝21日＋3か月（給付制限）＋300日（所定給付日数）－1年

6 スタートは仕事探しの申し込み

雇用保険の手続きは、ハローワーク（退職した船員の方が、引き続き船員での就職を希望される場合は地方運輸局）へ離職票を提出し、あわせて仕事探しの申し込みをしたときからスタートします。

この手続き開始の日を「**受給資格決定日**」といいます。

仕事探しの申し込みの際には、「**求職申込書**」に希望する仕事の種類や収入等を記入していただきます。

7 受給資格決定日からの「待期（たいき）」

受給資格決定日から失業の状態にあった日が通算して7日間経過するまでは、基本手当の支給を受けることはできません。この期間のことを「**待期**」といいます。

したがって、この「**待期**」の最終日の翌日からが支給の対象となる日となり、ハローワークで失業の認定を受けた日について基本手当が支給されます。

8 支給が始まるのは

○ 給付制限がない場合（受給資格者証の「15給付制限」欄に表示のない方）

待期が経過（このことを「**待期満了**」といいます）した後に、引き続き失業の状態にある場合、基本手当の支給対象となります。

失業の状態にある日が通算して7日

求職活動実績 1回以上必要

求職活動実績 2回以上必要

待期

支給対象期間

支給対象期間

2/19 求職申込日

2/25 待期満了日

2/26 待期満了日の翌日

3/18 初回認定日の前日

3/19 初回認定日

4/15 次回認定日の前日

4/16 次回認定日

支給されない期間

支給開始

○ 給付制限がある場合（受給資格者証の「15 給付制限」欄に3カ月と表示のある方）

待期が経過（このことを「**待期満了**」といいます）した翌日から３か月間経過した後に、引き続き失業の状態にある場合に、基本手当の支給が始まります。

失業の状態にある日が通算して7日

求職活動実績 3回以上必要

この後は支給対象期間ごとに求職活動実績２回以上必要

待期

給付制限３か月

支給対象期間

／ 求職申込日

／ 待期満了日

／ 待期満了日の翌日

／ 初回認定日

／ 給付制限満了日

／ 給付制限満了日の翌日

／ 次回認定日の前日

／ 次回認定日

支給されない期間

支給開始

上記のいずれの場合も、初回認定日に来所して失業の認定を受けなければ待期は満了しません。

9 支給をまったく受けないうちに次の仕事が決まったら？

再就職が決まった場合は、就職の前日に、ハローワークに就職の届け出をしていただく必要があります（詳しくは、「１８ 就職または事業を開始することが決まったときは？」をご覧ください）。

基本手当や再就職手当等の支給を受けることなく再就職した場合には、今までに雇用保険に加入されていた期間は通算され、今後、万一失業されたときの雇用保険の所定給付日数の算定の際、被保険者として雇用されていた期間に算入されます。通算することができる期間の範囲や条件については、いくつか定めがありますので、詳しくはハローワークの職員にお問い合わせください。

10 失業の認定とは？

基本手当の支給を受けるためには、**原則として4週間(28日)に1回の指定された日**（これを**失業の認定日**といいます）に、必ずあなたご自身がハローワークへ来所のうえ、失業の状態であった（ある）ことを「**失業認定申告書**」で申告する必要があります。

「**失業の状態**」にあるか否かを客観的・具体的に確認したうえで給付を行うことが重要ですので、失業の認定には、**一定範囲の求職活動実績**による判断基準を設けています。失業認定申告書に、失業の認定を受けようとする期間に行った求職活動を正しく記入してください（失業認定申告書については「１１　失業認定申告書の書き方」を、求職活動実績については「１２　求職活動実績とは？」をご覧ください）。

ハローワークでは、その申告を基にして、失業の状態にあった日について失業の認定を行い、基本手当を支給する手続きを行います。

「失業の認定日」について

あなたの雇用保険受給資格者証の認定日の欄に、認定日の**週型**と**曜日**が表示されています。

添付のカレンダーを使って、認定日を調べます。

月	週型＼曜日型	日	月	火	水	木	金	土
9	2						1	(2)
	3	3	4	5	6	7	8	(9)
	4	10	11	12	13	14	15	(16)
	1	17	(18)	19	20	21	22	(23)
	2	24	25	26	27	28	29	(30)
10	3	1	2	3	4	5	6	(7)
	4	8	(9)	10	11	12	13	(14)
	1	15	16	17	18	19	20	(21)
	2	22	23	24	25	26	27	(28)
	3	29	30	31				
	3				1	2	(3)	(4)

「1型一火」と印字されている場合

「1型」は認定日の週型を表します（１型から４型まで）。

「火」は曜日を表します（月、火、水、木、金）。

※第１火曜日という意味ではありませんので、ご注意ください。

左のカレンダーを見ると、週型１（横）と火曜日（縦）が交わっている９月19日が認定日となります。
また、次の認定日は、10月17日となります。

ご注意ください

★認定日が１か月に２回ある月もあります。

★認定日が休祝日にあたる場合は、あらかじめハローワークで認定日を変更し、所内に掲示等してお知らせします。掲示類を必ずご確認ください。

★受給資格者証に次回認定日を印字しています。

11 失業認定申告書の書き方

「失業認定申告書」について

失業認定申告書は、基本手当を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記入してください。万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。

1　認定日には、①雇用保険受給資格者証　②失業認定申告書　③印かん（スタンプ印不可）をお持ちください。

2　失業認定申告書は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。
もし、**間違えたときは、訂正印を押印するか、自筆による署名により訂正してください。**

3　次のような場合には、まだ収入を得ていなくても、該当する欄に正確に記入してください。

（1）　**就職（見習・試用期間を含む）**した場合には、**採用になった日付**

（2）　**内職**や**手伝い**をした場合には、**その日付**

（3）　**パート、アルバイト、臨時雇用**および**日々雇用等の就労**をした場合には、**働いた日付**
（これらが繰り返されて長期にわたる場合には、「**就職**」とみなされる場合があります）

（4）　**自営業**を開始（**準備期間を含む**）した場合、**会社の役員等に就任した**場合、**農業・商業等家業に従事**した場合、**請負・委任による労務提供**をした場合、**ボランティア活動**をした場合には、**その日付**

ご注意ください

★　就労した日については、基本手当の支給を受けることはできませんが、一定の要件を満たした場合に「就業手当」の支給を受けられる場合があります（「21 就業手当について」をご覧ください）。

★　内職、手伝いによる収入があった場合には、一定の基準で計算して基本手当が減額、または不支給となる場合があります。詳しくは、ハローワークの職員にお問い合わせください。

★　必要に応じて、認定の際に運転免許証その他の本人であることを確認することが出来る書類を提示していただくことがあります。

窓口での呼び出しについて

失業認定の窓口へ受給者の方をお呼びする際は、窓口事務の円滑化による待ち時間短縮や書類等を他の方へ誤って交付することを防止するためフルネームでの呼び出しを行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、諸般の事情からフルネームでの呼び出しを希望されない方は、事前に職員までご相談ください。

様式第14号（第22条関係）（第1面）

失業認定申告書

（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

※ 帳票種別 11203

①

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。	(ア) した 就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。 イ しない	4 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	5 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 ~~15~~ 16 17 ~~18~~ 19 (20) 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

（あてはまるものに○をつけ、必要なことがらを記入してください。）

②

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分か）などを記入してください。	収入のあった日 5 月 23 日	収入額 2000 円	何日分の収入か 2 日分
	収入のあった日 月 日	収入額 円	何日分の収入か 日分
	収入のあった日 月 日	収入額 円	何日分の収入か 日分

③

3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。

(ア) 求職活動をした

(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。

求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
(ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等	5／12	ハローワーク○○	職業相談の結果、株式会社△△への紹介を受けて、５月２３日面接。採否結果待ち。（５月３０日採否通知予定）
（イ）民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等			
（ウ）労働者派遣機関による派遣就業相談等	5／24	ハローワーク○○	職業相談
（エ）公的機関等による職業相談等			

(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。

事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
(株)□□産業（電話番号 012-345-6789）	5／8	直接訪問	営業	(ア) 知人の紹介 / (イ) 新聞広告 / (ウ) 就職情報誌 / (エ) インターネット / (オ) その他	5月16日 不採用通知有り
（電話番号 ）				(ア) 知人の紹介 / (イ) 新聞広告 / (ウ) 就職情報誌 / (エ) インターネット / (オ) その他	

イ 求職活動をしなかった （その理由を具体的に記載してください。）

④

4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	(ア) 応じられる イ 応じられない	イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第２面の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。 （ア） （イ） （ウ） （エ） （オ）

⑤

5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	（1）公共職業安定所又は地方運輸局紹介 （2）職業紹介事業者紹介 （3）自己就職 月 日より就職（予定）	（就職先事業所） 事業所名（ ） 所在地（〒 ）
	イ 自営	月 日より自営業開始（予定）	電話番号（ ）

⑥

雇用保険法施行規則第２２条第１項の規定により上記のとおり申告します。

平成 30 年 5 月 25 日（この申告書を提出する日）

○○ 公共職業安定所長 / 地方運輸局長 殿

受給資格者氏名 雇用 太郎 印

支給番号（ 18－123456－7 ）

※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	1. 支給番号 — —	2. 未支給区分（空欄 未支給以外 / 1 未支給）	3. 待期満了年月日 年 月 日
	4. 支給期間（初日）年 月 日 ～（末日）月 日	5. 内職又は手伝いによる収入（労働日数）日（収入額）円	6. 基本手当支給日数 日
	7. 就業手当支給日数 日	8. 就業手当に相当する特別給付支給日数	9. 就職年月日一経路 年 月 日 —

次回認定日・時間	認定対象期間 月 日～ 月 日	※連絡事項
月 日 時から 時まで	備考	取扱者印 / 操作者印

(30)2016. 4

◎ 失業認定申告書には、ありのままを記入しましょう。

記入についての詳しい説明は、雇用保険説明会で行います。

① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職・就労、内職・手伝いをした場合は『**ア した**』に○印を付けてください。

失業の認定を受けようとする期間中とは

原則として、前回の認定日から今回の認定日の前日までをいいます。

就職または就労した日（○）、内職または手伝いをした日（×）

16ページの要件を参考にして、カレンダーに○印または × 印を付けてください。

※ いずれの場合にも、収入の有無にかかわらず、必ず記入してください。
また、就職または就労、あるいは内職または手伝いかの判断がつかない場合には、ハローワーク等の係員にお問い合わせのうえ、記入してください。

② 失業の認定を受けようとする期間中に、内職または手伝いをして収入を得た場合、その内職収入、手伝いの謝礼等を受けた日と収入額、その収入が何日分のものであるかを必ず記入してください。

③ 求職活動の状況を具体的に記入してください（「求職活動」として認められるものについては「12 求職活動実績とは？」参照）。

具体的な記入要領は次のとおりです。

○ 失業の認定を受けようとする期間中に求職活動を行った場合には、(1)欄の該当事項を記入してください。
(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募した場合には、(2)欄に該当事項を記載してください。

○ 離職理由による給付制限を受けていた方は、給付制限後の最初の失業の認定日に、給付制限期間中における求職活動の状況も記載してください。

○ (1)欄には、（ア）～（エ）により求職活動を行った場合に、該当する箇所に○印を付け、「活動日」、「利用した機関の名称」および「求職活動の内容」を具体的に記載してください。
（イ）～（エ）の民間職業紹介機関、労働者派遣機関、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に機関の名称のほか、その機関の電話番号をあわせて記載してください。

○ (2)欄の「事業所名、部署」欄には、応募した事業所名と部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記入してください。
また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問等、求人に応募した方法を具体的に記入してください。
「応募の結果」欄には、例えば「現在採否結果待ち（×月×日採否結果通知予定)」、「×月×日採用（不採用）通知有り」等、その状況を具体的に記入してください。

④ ハローワークの職業紹介に応じられる場合には『**ア 応じられる**』に○印を付けてください。紹介に応じられない場合には『**イ 応じられない**』に○印を付け、その理由を裏面８の（ア）～（オ）から選んで○印を付けてください。

⑤ 就職が決まった場合には、就職（予定）年月日、就職先事業所等を正確に記入してください（見習い・試用期間等がある場合にはその初日を記入してください）。

⑥ 認定日の年月日、支給番号を記入してください。受給資格者氏名欄に、記名押印、または自筆で署名をしてください。

就職または就労とは（失業認定申告書のカレンダーに○印をする場合）

① 雇用保険の被保険者となる場合（就職の場合は失業認定申告書の５ア欄にも記入）。

② 事業主に雇用され、１日の労働時間が４時間以上である場合。
※契約期間が７日以上の雇用契約において週の所定労働時間が２０時間以上、かつ、週の就労日が４日以上の場合は、実際に就労をしていない日を含めて就職しているものとして取り扱います。

③ 会社の役員に就任した場合（１日の労働時間は問わない）。

④ 自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、原則として１日の労働時間が４時間以上である場合。

⑤ ④にあげた活動を行い、１日の労働時間が４時間未満であったが、それに専念するためハローワークの紹介にはすぐに応じられない等、他に求職活動を行わなかった場合。

※ ①、②、③の場合は、賃金等の報酬がなくても、就職または就労したこととなります。

内職または手伝い（失業認定申告書のカレンダーに × 印をする場合）

① 事業主に雇用された場合、自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、原則として１日の労働時間が４時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除く）であった場合。

② 自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、１日の労働時間が４時間以上だったが、１日当りの収入額が賃金日額の最低額（＊）未満であった場合。
＊ 2,480円。この額は毎年８月１日に変更となる場合があります。

※ **内職または手伝いによる収入を得ていない場合でも、内職または手伝いをしたことの申告は必要**となります。また、内職または手伝いにより収入があった（**自己の労働によって収入を得た**）場合は、その**収入金額を申告する必要**があります。

12 求職活動実績とは？

仕事探しの方法には、ハローワークが用意した各種メニューはもちろん、新聞広告やインターネットでの求人情報の検索や、知人への紹介依頼等、さまざまなものがありますが、基本手当の支給を受けるためには、**客観的に確認することができる仕事探しの実績**が必要になります。この実績のことを「**求職活動実績**」といいます。

基本手当の支給を受けるためには、**求職活動実績として認められる活動を、原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間中に、最低2回以上行うことが必要**となります。

求職活動実績として認められる主なものは次のとおりです。

① 求人への応募
② ハローワーク、船員雇用促進センターが行う職業相談、職業紹介、各種講習、セミナーの受講等
③ 許可・届け出のある民間機関（民間職業紹介事業所、労働者派遣事業所）が行う職業相談、職業紹介、求職活動方法等を指導するセミナー等の受講

④　公的機関等（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う職業相談、各種講習・セミナー、個別相談ができる企業説明会等の受講、参加等
⑤　再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験の受験等

※　**ハローワーク、新聞、インターネット等で求人情報を閲覧した、知人への紹介依頼等は、求職活動実績には含まれません。**
※　求職活動実績にあたるかどうか不明な場合は、ハローワークにお問い合わせください。

前ページのとおり、認定対象期間中に必要とされる求職活動実績の回数は原則として２回以上ですが、次のように必要とされる求職活動実績の回数が異なる場合があります。

- 離職理由により３か月間の給付制限を受ける方は、この期間とその直後に指定されている認定日の前日までの期間における求職活動実績が、原則として３回以上必要です。
- 次のいずれかに該当する場合は、認定対象期間中における求職活動実績が１回以上あればよいこととされています。
  ○厚生労働省令で定める就職が困難な者である場合（障害者等）
  ○基本手当の支給に係る最初の失業認定日における認定対象期間（３か月の給付制限を受ける場合を除きます。）
  ○認定対象期間の日数が１４日未満の場合
  ○求人への応募を行った場合
  ○市町村の取次ぎによる失業の認定を受ける場合
- 公共職業訓練等の受講期間中や、採否結果の通知を待っている期間など、求職活動実績が必要とされない場合があります。

これらの求職活動実績として認められるものは、１日も早い再就職の実現に非常に効果的なものですので、日々の仕事探しの方法の中に、積極的に取り入れるようにしましょう。
なお、申告された求職活動実績については、利用機関等への問い合わせ等により事実確認を行うことがあり、事実と異なる申告は不正受給となる場合があります。

13 基本手当の支払いについて

基本手当は、**失業の認定を受けた後、その認定された日数分**について、あなたの指定した金融機関の預金口座に**振り込まれます**。なお、預金口座に振り込まれるのは、**失業の認定日の約1 週間後**となります（金融機関によって振り込みまでの期間が異なります。また、土、日、祝日等による金融機関の休日等がある場合には、その日数分だけ入金が遅れます）。
また、預（貯）金口座は本人名義の普通預金（貯蓄口座以外）でなければ振り込みができませんので、ご注意ください。なお、振り込みの名義人は「コウセイロウドウショウショクギョウアンテイキョク」です。通帳には、上記名義の途中まで印字されます。※金融機関によって異なる場合があります。

ご注意ください

☆　氏名を変更するときは、通帳の名義を変えただけでは振込みができませんので、必ず新氏名名義の通帳を添えて、ハローワークの職員に申し出てください。
☆　振り込まれた給付金の額について、雇用保険受給資格者証の金額と預金通帳の金額が間違いないかどうかを確認してください。
☆　不明な点は、ハローワークの職員にお問い合わせください。

14 受給期間の延長とは？

基本手当を受給できる期間は、原則、離職日の翌日から１年間（９ページ参照）ですが、次のような場合には受給期間を延長することができます。この期間中に、病気、けが、妊娠、出産、育児（３歳未満）、小学校就学前の子の看護、親族等の看護、配偶者の海外勤務に本人が同行する場合、一定のボランティア活動等で引き続き30日以上職業に就くことができない期間がある場合には、その職業に就くことができない日数を受給期間に加えることができます（**受給期間に加えることができる期間は最大3年間です**）。

受給期間延長の申請手続きについて

受給期間延長の申請をされる場合には、**引き続き30日以上働くことができなくなった日の翌日以降早期にしていただくことが原則**ですが延長後の受給期間の最後の日までの間であれば、申請が可能です。以下の書類をハローワークへ提出してください。 ※ 申請可能な期間であっても、申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、ご注意ください。

詳しくは９ページ「５ 基本手当の支給を受けることができる期間は？」をご覧ください。

１ 「受給期間延長申請書」

２ 「雇用保険受給資格者証」

３ 「延長理由に該当することの事実を確認できる書類」

（郵送または代理人による提出も可能ですが、代理人の場合委任状が必要です）。

たとえば

受給期間（１年間）

働くことのできない期間（30日以上）

延長期間

離職日の翌日

受給期間満了日

延長後の受給期間満了日

この間の基本手当は受給できません。

受給期間の延長が認められると「受給期間延長通知書」をお渡ししますが、その延長の理由が終わったときは、すぐにハローワークに届け出てください。

なお、延長理由等によっては、医師の診断書等の証明書類等を提出していただくことになります。

受給資格の決定を受けた後、病気やけがのため15日以上働くことができない状態となったときは、基本手当のかわりに同額の傷病手当の支給を受けることができる場合があります。詳しくは「27 病気やけがで働けなくなったときは？」をご覧ください。

60歳以上の定年退職者等の受給期間の延長について

60歳以上（船員の方については50歳以上）の定年退職や定年後の継続雇用の終了により退職し、退職後一定期間求職の申込みをしないことを申し出た場合には、この申し出た期間（最長１年間）分、受給期間を延長することができます。申請期限は、離職日の翌日から２か月以内です。この取扱いを希望される場合には、必ず、ハローワークに離職票を提出される際に職員に申し出てください（求職申込みをされた後には、この取扱いはできませんので、ご注意ください）。

15 紹介拒否などによる給付制限とは？

ハローワークが紹介する職業に就くこと、指示した公共職業訓練を受けること、ハローワークが行う職業指導を受けることを正当な理由がなく拒んだとき、または、公共職業訓練を自己都合で中途退校したときは、その日から１か月間、基本手当の支給を受けることができません。

16 認定日にハローワークに来所しなかったときは？

認定日にハローワークに来所することができなかった場合には、その認定日までの期間と来所しなかった認定日当日については、**失業の認定（基本手当の支給）を受けることができません。**

そして、次の認定日の前日までにハローワークに来所して、職業相談等の積極的な求職活動をしなかった場合には、**その次の認定日の前日までの期間についても失業認定を受けることができません。**

以下の例を参考にしてください。

① 10 月 15 日の認定日に来所せず、次回 11 月 12 日の認定日に来所した場合

認定日（9／17）	認定日（10／15）	認定日（11／12）	認定日（12／10）
支給を受けることはできません。	支給を受けることはできません。	支給を受けることができます。	
9／17 ～ 10／14	10／15 ～ 11／11	11／12 ～ 12／9	
来所	来所せず	来所	来所

来所できなかった認定日（10／15）の次の認定日（11／12）の前日（11／11）までに来所していないと、９月17日から11月11日までの56日間は支給を受けることができません。

② 10 月 15 日の認定日に来所せず、10 月 16 日から 11 月 11 日の間に来所して職業相談を受けた後、次回 11 月 12 日の認定日に来所した場合

認定日（9／17）	認定日（10／15）	認定日（11／12）	認定日（12／10）
支給を受けることはできません。	10／16から支給対象となります。	支給を受けることができます。	
9／17 ～ 10／15	10／16 ～ 11／11	11／12 ～ 12／9	
来所	来所せず	来所	来所

（10／16 ～ 11／11の間：↑ 職業相談のため来所）

９月17日から10月15日までの29日間は支給を受けることができません。

なお、１０月１６日から１１月１１日までの期間も、原則、２回以上の求職活動実績が必要となります。

③ 給付制限3か月の方が、定められた認定日に来所せず、3か月経過後に来所した場合

		最初の認定日	認定日	認定日	認定日
	（8／27）	（9／17）	（10／15）	（11／12）	（12／10）
	支給対象とはなりません。				
離職	受給資格決定日	来所せず	来所せず	来所せず	来所

待期および給付制限は終了せず、支給の対象とはなりません（１１ページ参照）。

17 認定日の変更について

所定の認定日に来所できない場合に、次のようなやむを得ない理由がある場合にのみ、**特別な取り扱いとして認定日を変更**することができます。

その場合、**必ず事前にハローワークに連絡したうえで指示を受けるようにしてください。**

なお、認定日の変更の取り扱いを受ける場合には、原則として、その事実がわかる**証明書等が必要**となります（必要な証明書等については、ハローワークの窓口で指示を受けるようにしてください）。

やむを得ない理由とは？

- ☆ 就職
- ☆ 求人者との面接、選考、採用試験等
- ☆ 各種国家試験、検定等資格試験の受験
- ☆ ハローワークの指導により各種講習等を受講する場合
- ☆ 働くことができない期間が 14 日以内の病気、けが
- ☆ 本人の婚姻
- ☆ 親族の看護、危篤または死亡、婚姻（親族の全てではなく、範囲が限られています）
- ☆ 中学生以下の子弟の入学式または卒業式等

たとえば

病気のため 10 月 15 日の認定日に来所できず、ハローワークの指示により 10 月 18 日にその事実がわかる証明書類を持って来所した場合

認定日（9／17）		認定日（10／15）	（10／18）		認定日（11／12）
来所	支給を受けることができます（9／17 ～ 10／17）	来所せず	来所	支給を受けることができます（10／18 ～ 11／11）	来所

10 月 18 日には、9月 17 日から 10 月 17 日までの 31 日分の認定を受け、11 月 12 日には、10 月 18 日から 11 月 11 日の 25 日分の認定を受けることができます。

また、指定された認定日に来所できなかった場合、その理由が、次の①から③までのいずれかであるときは、その理由を証明した証明書によって次回の認定日にまとめて認定を受けることもできます。

この場合にも、必ずハローワークに連絡したうえで、指示を受けるようにしてください。

①働くことができない期間が 14 日以内の病気、けがのとき（傷病証明書）

②ハローワーク等の紹介により求人者との面接をしたとき（面接証明書）

③天災その他避けることができない事故（水害、地震、交通事故など）により来所できないとき（官公署の証明）

18 就職または事業を開始することが決まったときは？

就職（試用期間、研修期間、アルバイト、パートを含む）または事業を開始することが決まった時は、原則として、就職または事業（事業開始のための準備期間がある場合は準備）開始する日の前日にハローワークに来所のうえ、失業認定申告書により就職の届け出を行い、失業の認定を受けてください。

就職の届け出に必要なもの

- □ 雇用保険受給資格者証
- □ 失業認定申告書
- □ 採用（内定）証明書等

なお、再就職手当等の支給要件に該当すると思われる場合には、失業の認定を行った後に支給申請用紙をお渡しします。

※ 雇用保険説明会までに就職が決まった（就職日が雇用保険説明会より前の日付）ときは、この「しおり」および説明会に持参するように指示されたものを持参のうえ、就職日の前日にハローワークに来所し、就職の届け出を行ってください。

※ 就職日より前に認定日が設定されている場合は、その認定日はハローワークに来所し、失業の認定を受ける必要があります。

※ ハローワークに来所のうえ、所定の手続きをしなかった場合、再就職手当等の申請は行うことができませんので、ご注意ください。

19 再就職手当について

基本手当の所定給付日数の**3分の1以上の支給日数を残して、安定した職業に就き、支給要件を全て満たした場合に、再就職手当**の支給を受けることができます。

支給額は、所定給付日数の３分の１以上を残して就職した場合は、支給残日数の６０％、所定給付日数の３分の２以上を残して就職した場合は、支給残日数の７０％に、基本手当日額を掛けて得た金額になります。

所定給付日数	支給残日数		再就職手当の額
	支給率60%の場合	支給率70%の場合	
９０日	３０日以上	６０日以上	基本手当日額 × 所定給付日数の支給残日数 × 60% または 70% （※上限有） （１円未満の端数は、切り捨て）
１２０日	４０日以上	８０日以上	
１５０日	５０日以上	１００日以上	
１８０日	６０日以上	１２０日以上	
２１０日	７０日以上	１４０日以上	
２４０日	８０日以上	１６０日以上	
２７０日	９０日以上	１８０日以上	
３００日	１００日以上	２００日以上	
３３０日	１１０日以上	２２０日以上	
３６０日	１２０日以上	２４０日以上	

※　再就職手当を算出する際の基本手当日額には上限があります。

○　離職時の年齢が６０歳未満の方　・・・・・・・・・　6,105円

○　離職時の年齢が６０歳以上６５歳未満の方　・・・　4,941円

（基本手当の上限額は、毎年８月１日に変更となる場合があります）

再就職手当の支給を受けた場合には、手当の額を基本手当日額で割って得た数に相当する日数分の基本手当の支給を受けたものとみなします。

「支給残日数」とは

所定給付日数から、同一の受給資格に基づいて既に基本手当の支給を受けた日数、または、傷病手当、就業手当、再就職手当の支給を受けたことにより基本手当の支給を受けたものとみなされた日数を差し引いた日数のことです。

※　支給残日数が、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは、就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります。

また、給付制限期間中に就職した場合で、支給残日数が給付制限期間の末日の翌日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは、給付制限期間の末日の翌日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります。

再就職手当の支給要件・申請手続き

・次の①から⑧までの要件を全て満たしていることが必要です。

次の要件を全て満たしていることが必要です

①就職日の前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の**支給残日数**が、所定給付日数の**３分の１以上**あること

（支給残日数が、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります）※支給残日数については、上記の「「支給残日数」とは」を参照。

②**１年を超えて勤務する**ことが確実であると認められること

（１年以下の雇用期間が定められ、雇用契約の更新に当たって、一定の目標達成が条件付けられている場合は「１年を超えて勤務することが確実であること」には該当しません）

③待期満了日後の就職であること

④離職理由による**給付制限を受けた場合は、待期満了日後１か月間**については、**ハローワークまたは許可・届け出のある職業紹介事業者の紹介により就職**したものであること

⑤**離職前の事業主**に再び雇用されたもの**でない**こと

（資本·資金·人事·取引等の状況からみて、離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含みます）

⑥就職日前３年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと

⑦受給資格決定（求職申し込み）前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと

⑧原則、雇用保険の被保険者要件を満たす条件での雇用であること

（例えば、委任契約、委託契約等については、雇用保険の被保険者に該当しません）

「ハローワークの紹介による就職」とは

ハローワークで紹介を受け、事業所に面接に行き、就職した場合のことをいいます。したがって、ハローワークの公開求人や求人情報誌等を見るなどして、**ご自身で直接応募して就職された場合には「ハローワークの紹介による就職」とはなりません**（職業紹介事業者の場合も同様です）。

・**事業を開始し、自立したと認めることができる一定の要件を満たした場合**にも、再就職手当が支給されることがあります。

次の要件を満たしていることが必要です

次のAまたはBのいずれかに該当する場合は、「自立することができると認められるもの」として取り扱われます。

A　受給期間内に開始した事業により被保険者となる労働者を雇い入れ、**雇用保険の適用事業の事業主となる**こと。ただし、概ね1 年以下の期間を定めて行う事業を除く。

B　登記事項証明書（個人事業の場合は税務署に提出する開業届の写し）、事業許可証等の客観的資料によって事業の開始、事業内容及び事業所の実在が確認でき、かつ、次の(a)～(d)のいずれかに該当することにより、**1 年を超えて事業を安定的に継続して行うことができる**客観的条件を備えていると認められるもの。

（a）　通常、独立開業できる程度の資格、技能等を有する者であって、自らの職業経験を活かして事業を開始するものであること。

（b）　事業の開始に当たって、事業所の工事費、事務所等の賃借料、設備・機器・備品の購入費・借料等、一定の経費を要したものであって、その地域の同種の事業と比較して事業実施体制、設備等がおおむね同様の事業実態にあるものであること。

（c）　被保険者とはならないが補助的に業務をこなす者（同居の親族を除く。）を複数雇用するものであること。

（d）　他の事業主との請負契約等を締結する場合等、当該契約の内容から判断して1 年を超えて事業の継続性が認められるものであること。

その他の主な要件等は次のとおりです。詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。

（1）　事業を開始した日（準備期間がある場合は、準備を開始した日）の前日までの失業の認定を受けたうえで、**支給残日数**が所定給付日数の**3 分の 1 以上**あること（支給残日数が、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります）

（2）　待期が経過した後に事業（準備期間がある場合は準備）を開始したものであること。
ただし、給付制限を受けた場合は、待期満了後1か月に事業（準備期間がある場合は準備）を開始したものでないこと。

（3）　労働者を雇い入れることにより、「自立することができると認められるもの」の要件に該当した場合は、ハローワークが支給に関する調査を行う際に、**雇い入れた労働者が離職していないこと**。

再就職手当の申請手続きについて

申請期限は、就職日の翌日から1か月以内です（事業を開始したことにより申請する場合は、ハローワークの職員におたずねください）。本人が来所できない場合は、郵送または代理人（委任状が必要です）により提出することができます。

再就職手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワークへ提出してください。

1　再就職手当支給申請書（就職先の事業主の証明が必要となります）
2　雇用保険受給資格者証
3　その他、ハローワークの求める書類
※　支給決定日から約１週間後にあなたの指定した金融機関の預金口座に振り込まれます。申請内容の確認結果等によっては、支給の決定を行うまでに時間がかかることもあります。

ご注意ください

ハローワークで就職の届け出を行った後でなければ、再就職手当の申請手続きはできません。また、再就職手当の支給を受けると、同一の就職を理由とする高年齢再就職給付金は支給されません。詳しくは「32 雇用継続給付について」をご覧ください。

再就職手当を活用しましょう

再就職手当は、早期に再就職すると給付率が60%→70%にアップします。

□　基本手当日額 4,000 円、所定給付日数９０日の方が支給残日数６０日の時点で就職された場合

待期(７日)　基本手当支給(３０日分)　所定給付日数(９０日)

離職　資格決定日　待期満了日　待期満了日の翌日　就職日の前日　就職日　受給期間満了日

□　所定給付日数９０日に対して、基本手当の残日数が６０日（３分の２以上）ですので、再就職手当の支給率は**70%**となります。

□　再就職手当の金額は、4,000 円　×　６０日　×　７０%　＝　168,000 円となります。

□　基本手当日額 4,000 円、所定給付日数９０日の方が残日数５９日の時点で就職された場合

待期(７日)　基本手当支給(３１日分)　所定給付日数(９０日)

離職　資格決定日　待期満了日　待期満了日の翌日　就職日の前日　就職日　受給期間満了日

□　所定給付日数９０日に対して、基本手当の残日数が５９日（３分の１以上）ですので、再就職手当の支給率は**60%**となります。

□　再就職手当の金額は、4,000 円　×　５９日　×　６０%　＝　141,600 円となります。

20 再就職手当受給後にも給付があります

早期に再就職をして再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に６か月以上雇用され、かつ再就職先で６か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける直前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**の支給を受けることが出来ます。

就業促進定着手当の支給要件

次の要件を全て満たしていることが必要です

①再就職手当の支給を受けていること。

②再就職手当の支給を受けた再就職の日から、同じ事業主に引き続き６か月以上雇用されていること

※事業主の都合による出向等であっても、再就職手当の支給を受けた再就職の日から６か月経過前に雇用保険の被保険者資格を喪失した場合には、この手当の支給は受けられません。

（事業を開始されたことで再就職手当が支給された場合は、この手当の支給は受けられません。）。

③再就職手当の支給を受けた再就職の日から６か月間に支払われた賃金額の１日分の額（A）が離職前の賃金日額（B）を下回ること（AとBの原則的な計算方法はP７の14をご覧ください。）。

※離職前の賃金日額が下限額の場合には、再就職後６か月間の賃金の１日分の額が離職前の賃金日額を下回ることがないので、この手当の支給は受けられません。

支給額について

支給額＝（B － A）×再就職の日から６か月間内における賃金の支払いの基礎となった日数（月給制の場合は暦日数、日給制や時給制の場合は労働の日数）

ただし、次のとおり上限額があります。

上限額：基本手当日額（※１）× 基本手当の支給残日数に相当する日数（※２）× ３０％（※３）

※１　基本手当日額にも再就職手当と同様の上限額があります。

※２　再就職手当の給付を受ける前の支給残日数です。

※３　再就職手当の支給率が60%の場合は、40%です。

□　60 歳未満の時点で離職、離職時の賃金が月給制 30 万円、基本手当は 5,687 円だった方が、支給残日数が 90 日の状態で再就職をして再就職手当を受給。
再就職後６か月間の賃金は月給制 28 万５千円になった場合。

□　離職前の賃金日額は 10,000 円 (B)、再就職後６か月間の賃金の１日分の額は 9,500 円 (A) です。

□　賃金支払い基礎日数は、月給制なので歴日数（183 日とします）です。

□　就業促進定着手当の金額を計算式により一通り計算すると
（10,000 円　－　9,500 円）　×　183 日　＝　91,500 円　となります。

□　この場合の上限額は次のとおりなので、91,500 円が支給されます。
5,687 円　×　90 日　×　30%　＝　153,549 円

申請について

申請期限は、就職日から6か月経過した日の翌日から2か月以内です。

就業促進定着手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワークへ提出してください。

1　申請書（就職先の事業主の証明が必要となります）
2　雇用保険受給資格者証
3　出勤簿の写し、賃金台帳の写し等、ハローワークの求める書類
※　提出は郵送でも差し支えありません

21 就業手当について

失業中に、アルバイトなど１年を超える見込みのない職業に就いた（再就職手当の支給対象とならない）場合、その就業日について、支給要件を全て満たした場合には、**就業手当**の支給を受けることができます。

また、この就業手当の支給を受けた場合においても、その後、その就業が安定した職業になったと認められるときは、再就職手当の支給対象となる場合があります。

なお、この場合の支給残日数は、「安定した職業に就いた」日の前日時点で判断することになります。

就業手当の金額は

就業日ごとに、基本手当日額の３０％に相当する額（１円未満の端数は切り捨て）の支給を受けることができます。

※　就業手当を算出する際の基本手当日額には上限があります。

○　離職時の年齢が６０歳未満の方　・・・・・・・・・　6,105円

○　離職時の年齢が６０歳以上６５歳未満の方　・・・　4,941円

（基本手当の上限額は、毎年８月１日に変更となる場合があります。）

就業手当の支給を受けた日については、基本手当の支給を受けたものとみなされます。

次の支給要件を全て満たしていることが必要です

①　職業に就いた日の前日における基本手当の**支給残日数**が、所定給付日数の**３分の１以上かつ４５日以上**であること。

②　**１年を超えて雇用される見込みがない**など、安定した職業に該当しない就業をしたこと。

③　待期満了日後の就業であること。

④　離職理由による**給付制限を受けた場合には、待期満了後１か月間**については**ハローワーク、または許可・届け出のある職業紹介事業者の紹介による就業**であること。

⑤　**離職前の事業主**に再び雇用されたもの**でない**こと。

（資本･資金･人事･取引等の状況からみて、離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含みます）

⑥　受給資格決定（求職申し込み）前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと。

就業手当の申請手続きについて

４週間に１回の失業の認定日に、前回の認定日から今回の認定日の前日までの各日について、「就業手当支給申請書」に「雇用保険受給資格者証」および「就業した事実を証明する書類」を添えて提出してください。

※　就職日以後、失業の認定の必要のない方については、支給申請書を代理人（委任状が必要）または郵送により提出することが可能です。なお、この場合、事業主の証明が必要となります。

22 常用就職支度手当について

次のいずれかの方が、基本手当の支給残日数が所定給付日数の３分の１未満の時点で、ハローワークまたは許可・届け出のある職業紹介事業者の紹介で安定した職業に就き、支給要件を全て満たしたときに支給される手当です。

○４５歳以上で雇用対策法等に基づく再就職援助計画等の対象となる方

○障害のある方等で、就職が困難な方

常用就職支度手当の金額は

支給額は、９０（所定給付日数の支給残日数が９０日未満である場合には、支給残日数に相当する数。その数が４５を下回る場合、４５）に基本手当日額を乗じて得た額の１０分の４となります（１円未満の端数は切り捨て）。

なお、所定給付日数が２７０日以上の受給資格者については、一律３６日分となります。

※　常用就職支度手当を算出する際の基本手当日額には上限額があります。

○　離職時の年齢が６０歳未満の方　・・・・・・・・・　6,105円

○　離職時の年齢が６０歳以上６５歳未満の方　・・・　4,941円

（基本手当の上限額は、毎年８月１日に変更となる場合があります）

次の支給要件を全て満たしていることが必要です

① 基本手当の**支給残日数**が、所定給付日数の**３分の１未満**であること。

② ハローワークまたは許可・届け出のある職業紹介事業者の紹介により就職したこと。

③ **１年以上引き続いて雇用される**ことが確実であること。

④ **離職前の事業主**に再び雇用されたもの**でない**こと。

⑤ 待期満了日後に職業に就いたこと。

⑥ 給付制限期間が経過した後に職業に就いたこと。

⑦ 原則、就職日において支給残日数が残っていること。

⑧ 雇用保険の被保険者資格を取得する要件での雇用であること。

⑨ 就職日前３年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと。

⑩ 再就職手当の支給を受けることができないこと。

⑪ ハローワークが支給に関する**調査を行う際**に、再就職先の事業所を**離職していない**こと。

常用就職支度手当の申請手続きについて

申請期限は、就職日の翌日から1か月以内です。本人が来所できない場合は、郵送または代理人（委任状が必要です）により提出することができます。

常用就職支度手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワークへ提出してください。

1　常用就職支度手当支給申請書（就職先の事業主の証明が必要となります）

2　雇用保険受給資格者証

3　その他、ハローワークの求める書類

※　支給申請書を提出した後、一定の調査期間（おおむね１か月）を要しますので、支給申請書を提出してから入金されるまでの期間は、１か月半～２か月程度となります。

23 その他の就職促進給付について

その他の就職促進給付として、移転費、広域求職活動費等があります。

移転費について

移転費とは、受給資格者の方がハローワーク、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受講するため、その住居所を変更する場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに支給されます。

移転費を受給できる方は以下の方となります。

基本手当の受給資格者の方がハローワーク、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した訓練を受けるため、その住居所を変更する場合で、次の(イ)、(ロ)のいずれにも該当する方。

(イ) 待期の期間が経過した後に就職し、又は訓練等を受けることとなった場合であって、管轄のハローワークの所長が住居所の変更を必要と認めた場合。

なお、次のいずれかに該当する場合には、住居所を変更する必要があると認められるものとして取り扱います。

ⅰ) 通常の交通機関を利用し、又は通常の交通の用具を使用して通勤（所）するための往復所要時間が４時間以上であるとき

ⅱ) 交通機関の始（終）発等の便が悪く、通勤（所）に著しい障害を与えるとき

ⅲ) 就職先の事業所又は訓練等を受講する訓練施設の特殊性又は事業主の要求によって移転を余儀なくされるとき

(ロ) 当該就職又は公共職業訓練等の受講について、就職準備金その他移転に要する費用が就職先の事業主、公共職業訓練等の施設の長その他の者から支給されないとき、又はその支給額が移転費の額に満たない方。

なお、上記(イ)、(ロ)に該当する場合であっても、就職先の雇用期間が１年未満の場合、循環的に雇用されることが慣行となっている方が離職前と同様の状態で再雇用された場合や職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合に、その給付制限が経過する前に、就職し、又は公共職業訓練等を受けることとなったこと場合等については、移転費は支給されません。

（申請の手続き等については、ハローワークの職員にお問い合わせください）。

求職活動支援費について

求職活動支援費とは、広域求職活動費、短期訓練受講費、求職活動関係役務利用費からなり、受給資格者の方が求職活動に伴い次の①～③のいずれかに該当する行為をする場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに、支給されます。

① ハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合（広域求職活動費）

② ハローワークの職業指導により短期の訓練を受講する場合（短期訓練受講費）

③ 求職活動を容易にするための保育等サービスの利用をする場合（求職活動関係役務利用費）

【広域求職活動費】

広域求職活動費の支給を受けられるのは、ハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行い、次の(イ)、(ロ)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

(イ) 紹介された求人が、当該受給資格者等に適当と認められる管轄区域外に所在する求人者の事業所に係る常用求人であること

(ロ) 鉄道賃、船賃、航空費及び車賃の計算の基礎となる距離が往復鉄道200キロメートル（水路及び陸路は４分の１キロメートルをもってそれぞれ鉄道１キロメートルとみなす）以上であること。

上記(イ)及び(ロ)の受給資格者の方についても、以下に該当しない場合は、広域求職活動費は支給されません。

ｉ） 待期の期間が経過した後に広域求職活動を開始したとき

ⅱ） 広域求職活動に要する費用が訪問先の事業所から支給されないとき、又はその支給額が広域求職活動費の額に満たないとき。

なお、上記ｉ）、ⅱ）のほか、職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合に、その給付制限期間が経過する前に、広域求職活動を開始した場合等については、広域求職活動費は支給されません。

【短期訓練受講費】

短期訓練受講費の支給を受けられるのは、ハローワークの職業指導により再就職のため１か月未満の教育訓練を受け、その訓練を修了した方で、次の(イ)～(ニ)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

(イ) 教育訓練を受講する前に、その訓練を受けるためのハローワークの職業指導を受けていること。

(ロ) 職業指導を受ける日において、受給資格者であること。

(ハ) 待期の期間が経過した後に、教育訓練の受講を開始したこと。

(ニ) 教育訓練給付制度（一般教育訓練）の講座指定を受けている講座を受講する場合は、一般教育訓練給付金の支給要件を満たす方でないこと。

【求職活動関係役務利用費】

求職活動関係役務利用費の支給を受けられるのは、求人者との面接等をするため、又は教育訓練を受講するため、その子に関して保育等サービスを利用した場合であって、次の(イ)～(ニ)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

(イ) 保育等サービスを利用した日において、受給資格者であること。

(ロ) 待期の期間が経過した後に、保育等サービスを利用したこと。

(ハ) 「求人者との面接等」とは、求人者との面接のほか、筆記試験の受験、ハローワーク等、許可・届出のある職業紹介事業者等が行う職業相談、職業紹介等が該当するほか、公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等を含める。

(ニ) 「教育訓練の受講」とは、ハローワークの指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、ハローワークの指導により各種養成施設に入校する場合、教育訓練給付の対象訓練及び短期訓練受講費の対象訓練等を受講している場合及び出向・移籍支援業務として実施される委託訓練・講習等を受講する場合をいう。

（申請の手続き等については、ハローワークの職員にお問い合わせください。）

24 就職した後に、再び離職したときは？

新しい受給資格が得られなかった場合

当初の受給期間内（９ページ参照）に、支給残日数がある場合には、その範囲内で基本手当の支給を受けることができます。ただし、支給の対象となる日は、離職後にハローワークに来所して届け出をし、再求職申し込みをされた日（給付制限期間がある場合は、給付制限期間経過後）からとなりますので、離職後できるだけ早くハローワークに来所して届け出るようにしてください。

なお、再就職手当等の支給を受けた場合は、その支給日数分を差し引いた範囲内（端数は切り捨て）で基本手当の支給を受けることができます。

届け出に必要なもの

- □ 雇用保険受給資格者証
- □ 離職票または喪失確認通知書（後日でも差し支えありません）
- □ 離職状況証明書（就職先で雇用保険未加入だった場合に必要です）

たとえば

所定給付日数１８０日の方が、基本手当６０日分の支給を受けた後再就職し、再就職手当８４日分の支給を受けた後に離職したとき

受給期間（１年間）

待期	基本手当支給(60 日分)	就職（受給資格なし）	48 日分

離職日の翌日　受給資格決定日　再就職手当 84 日分　再求職申込日

１８０日（所定給付日数）−６０日（基本手当）−８４日（再就職手当）＝　３６日、の範囲内で基本手当の支給を受けることができます。

再就職手当等受給後に再離職した場合の受給期間が延長される特例があります

再就職手当等の支給を受けた後の最初の離職（新たに受給資格が生じた後の離職を除きます。以下「再離職」といいます）の日が受給期間内にあり、かつ、倒産、解雇等により再離職された方について、一定の受給期間が延長されます。

新しい受給資格が得られた場合

就職した事業所で被保険者となって１２か月以上（解雇・倒産等で退職された方の場合は６か月以上）働いた後に離職した場合には、通常は新たに雇用保険の受給資格が生じますので、その受給資格で基本手当の支給を受けることになります。この場合には、支給を受けるための手続きを最初から行う必要があります（３ページ参照）。

なお、新たに受給資格が得られた場合には、以前の受給資格に基づく支給を受けることはできません。

25 氏名や住所を変更するときは

氏名や住所を変更する場合には、できるだけ早く、ハローワークに届け出をしてください。

住所を変更した場合、雇用保険の手続きにお越しいただく、管轄のハローワークが変更となる場合があります。

届け出に必要なもの

- □ 雇用保険受給資格者証
- □ 氏名、住所変更届（住民票記載事項証明書等の証明書類を添付してください）
- □ 払渡希望金融機関変更届（氏名変更の場合）

26 公共職業訓練を受講するときは？

ハローワークでは、あなたの再就職に役立つと判断した場合は、公共職業訓練の受講を指示することがあります（「３７ 職業訓練（ハロートレーニング）について」をご覧ください）。

この場合には、所定給付日数分の支給が終了した後も、訓練修了日まで基本手当が延長して支給されます。

このほか、訓練受講に要する費用にあてるため、受講手当、通所手当等が支給されます。

なお、公共職業訓練の受講を指示するには、次の表の支給残日数を満たしている必要がありますので、お早めにハローワークの職業訓練担当窓口にご相談ください。

公共職業訓練受講可能となる支給残日数

所定給付日数	必要な支給残日数（訓練開始日現在）	
	給付制限あり	給付制限なし
90日	31日以上	1日以上
120日	41日以上	1日以上
150日	51日以上	31日以上
180日	61日以上	61日以上
210日	71日以上	71日以上
240日	91日以上	91日以上
270日	121日以上	121日以上
300日	151日以上	151日以上
330日	181日以上	181日以上
360日	211日以上	211日以上

27 病気やけがで働けなくなったときは？

受給資格の決定を受けた後に、病気やけがのため１５日以上働くことができない状態になった場合には、基本手当のかわりに、同額の傷病手当の支給を受けることができます（ただし、健康保険、労災保険等、他の法律に基づいて傷病手当金、休業補償給付等の支給を受けている場合や待期期間中および給付制限期間中の日は、支給を受けることができません)。

また、引き続き３０日以上働くことのできない場合には、傷病手当の支給を受けず、受給期間を延長し、傷病が治癒した後に基本手当の支給を受けることもできます（受給期間の延長については１８ページ参照)。

傷病手当の申請手続きについて

傷病手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワークへ提出してください。申請期間は、傷病が治癒した直後の認定日までです。

1　傷病手当支給申請書
2　雇用保険受給資格者証
3　その他、ハローワークの求める書類

※　提出は代理の方でも差し支えありませんが、その場合、委任状が必要となります。

傷病の期間が１か月以上になると思われる場合には、事前にハローワークへご相談ください。

また、健康保険の種類を確認させていただきますので、「健康保険証」（写しでも差し支えありません）をご持参ください。

28 もし、受給資格者本人が受給中に亡くなったときは？

万一、受給中に受給資格者本人が亡くなった場合には、その方と生計を同じくしていたご遺族が死亡の前日（一定の場合に当日）までの基本手当等の支給を受けることができます。これを「**未支給失業等給付**」といいます。

この場合には、受給資格者本人の死亡した日の翌日から６か月以内に「未支給失業等給付請求書」をハローワークに提出してください。

29 失業等給付は正しく受給しましょう

◎　不正受給とは

失業等給付の支給を受けることができないにもかかわらず、偽りまたは不正な手段によって失業等給付の支給を受け、または受けようとすることをいいます（**現実に支給を受けたか否かを問いません。**)。

◎ **正しく申告しないと不正受給になります。**

例えば、次のような場合です。

□ 求職活動の実績がないにもかかわらず、失業認定申告書にその実績について虚偽の申告をした。
□ 事業主に雇用された場合（雇用の形態は問いません。試用（研修）期間も含みます。）に、そのことを失業認定申告書で申告しなかったり、採用日、雇用され、働いた事実および収入を隠したり、偽った申告をした。
□ 労災保険の休業（補償）給付や健康保険の傷病手当金等の支給を受けていることを申告しなかった（雇用保険の支給終了後、雇用保険を受給した期間について、労災保険の休業補償給付の支給を遡って受ける場合を含む。）。
□ 就職していないのに就職したと偽ったり、就職した日を偽って、再就職手当等の支給申請をした。
□ 会社の役員等に就任したことを申告しなかった。
□ 偽りの記載をした離職票（離職理由を含む。）を提出した。

◎ **ルールを守って正しく受給しましょう。**

もし、不正受給をすると、

□ 支給停止（その日以後の失業等給付の支給を受ける権利がなくなります）
□ 返還命令（不正に受給した金額は、全額返還しなければなりません）
□ 納付命令（不正に受給した金額を全額返還するとともに、不正に受給した金額の2倍に相当する額をさらに納めなければなりません）
□ 不正受給した日の翌日から延滞金が課せられます。
□ これら返還金などの納入を怠ると、**財産の差押え**等が行われることがあります。
□ 悪質な場合、詐欺罪等で処罰されることがあります。

30 処分に不服があるときは？

ハローワークの行った失業等給付に関する処分に疑問等が生じた場合は、まず処分の内容についてハローワークから十分に説明を受けてください。

その結果、ハローワークが行った失業等給付に関する処分に不服がある場合は、その処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内に、北海道労働局雇用保険審査官に審査を申し出ることができます。これを「**審査請求**」といいます。

審査請求を行う場合には、ハローワーク等を通じて、または、直接雇用保険審査官にその旨を申し出てください。

雇用保険審査官は、ハローワークが行った処分が、法令、規則に沿った正当なものであるかどうかを審査します。

また、雇用保険審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から2か月以内に労働保険審査会に**再審査請求**をすることができます。

ただし、審査請求した日の翌日から3か月を経過しても審査請求についての決定がない場合は、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができます。

ハローワークが行った失業等給付に関する処分の取消訴訟は、審査請求の決定を経た後に、決定があったことを知った日の翌日から6か月以内に提起することができます（ただし、決定のあった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、審査請求をした日の翌日から3か月経過しても審査請求についての決定がない場合等は、決定を経ないで、取消訴訟を提起することができます。

〒060−8566
札幌市北区北8条西2丁目1番1号　札幌第1合同庁舎3階　北海道労働局職業安定部職業安定課
電話：011−709−2311（代）内線3673

31 教育訓練給付について

1　一般教育訓練に係る教育訓練給付

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（※１）（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が支給されます。

※１　被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

支給対象者

一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方です。

①　雇用保険の被保険者（雇用保険被保険者として在職中の方）

厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という。）において、支給要件期間(※２)が３年以上あること(※３)

②　雇用保険の被保険者であった方（雇用保険被保険者でない方）

受講開始日直前の被保険者でなくなった日が受講開始日以前１年以内（適用対象期間の延長が行われた場合には最大２０年以内）(※４)にあり、受講開始日における支給要件期間が３年以上あること(※３)

※２　支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。詳しくは、ハローワークの職員にお問い合わせください。

※３　初めて一般教育訓練に係る教育訓練給付を受ける方については、支給要件期間が１年以上あること（暫定措置）

※４　受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降１年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き３０日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）にその受講を開始できない日数（最大１９年）を加算することができます。

支給額

対象教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の２０％に相当する額の支給を受けることができます。

ただし、その２０％に相当する額が１０万円を超える場合の支給額は１０万円とし、４千円を超えない場合には教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

※受講開始日前１年以内にキャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第３０条の３に規定するキャリアコンサルタント）が行うキャリアコンサルティングを受けた場合は、その費用を、教育訓練経費に加えることができます。ただし、その額が２万円を超える場合の教育訓練経費とできる額は２万円までとします。（平成２９年１月１日以降にキャリアコンサルティングを受講した場合に限ります。）。

２　専門実践教育訓練に係る教育訓練給付

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（※１）（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

また、当該給付を受けている方については、訓練を受けている期間で失業状態である日について、基本手当日額に相当する額の８０％（※２）の教育訓練支援給付金を受けられる場合があります。

※１　被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

※２　平成２９年１２月３１日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の支給額は、基本手当日額に相当する額の５０％となります。

支給対象者

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方です。

①　雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という。）に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間（※３）が３年以上（※４）あること

②　雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが１年以内（適用対象期間の延長（※５）が行われた場合には最大２０年以内）であり、かつ支給要件期間が３年以上（※４）ある方

※３　支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。詳しくはハローワークの職員にお問い合わせください。

※４　初めて専門実践教育訓練に係る教育訓練給付を受ける方については、支給要件期間が２年以上あること（暫定措置）

※５　受講開始日において、被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降１年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き３０日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）にその受講を開始できない日数（最大１９年）を加算することができます。

支給額

	専門実践教育訓練の受講中	専門実践教育訓練の修了後
支給額 （受講者が支払った教育訓練経費×右欄の割合）	50% ただし、４千円を超える場合。 120万円を超える場合：120万円	資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から１年以内に被保険者として雇用された場合 70% ただし、４千円を超える場合。 168万円を超える場合：168万円 すでに支給した左欄の額との差額が追加支給されます。

※　専門実践教育訓練の受講中に支給される給付金の上限額１２０万円は訓練期間が３年間の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額です。訓練期間が１年の場合４０万円、２年の場合８０万円の上限額となります。

また、専門実践教育訓練の修了後に支給される給付金の１６８万円についても、訓練期間が３年の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額となります。訓練期間が１年の場合５６万円、２年の場合１１２万円の上限額となります。

※　平成２９年１２月３１日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給額は、教育訓練給付の４０％（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から１年以内に被保険者として雇用された場合、６０％）となります。

　また、支給の上限額は、年間３２万円（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から１年以内に被保険者として雇用された場合、年間４８万円）となります。

※　１０年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給した専門実践教育訓練の受講開始日（平成２９年１２月３１日以前の受講開始日を含む。）を起点として、１０年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練給付金の合計額は、１６８万円が限度となります。

３　教育訓練給付金の指定講座と支給要件照会について

厚生労働大臣の指定する教育訓練にはどんなものがあるか

「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」により、ハローワークの窓口でご覧いただけます。
なお、インターネットでも「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」でご覧いただけます。
（http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T_M_kensaku）

教育訓練給付金の支給申請に先立ち、

①受講開始（予定）日現在において、あなたが教育訓練給付金の受給資格を満たしているか

②受講を希望する教育訓練講座が厚生労働大臣の指定を受けているかについて、「教育訓練給付金支給要件照会票」により、あなたの住所を管轄するハローワークに照会することができます。詳しくは、ハローワークの職員にお問い合わせください。

32 雇用継続給付について

雇用保険の給付の中には、在職中に支給される「**雇用継続給付**」という制度があります。
みなさまが再就職された後に、支給の対象となる場合がありますので、簡単にご紹介します。
なお、雇用継続給付の支給申請等の手続きについては、再就職をされた先の事業主を経由して行っていただくこととなります。
この「雇用継続給付」には、「**高年齢雇用継続給付**」、「**育児休業給付**」及び「**介護休業給付**」があります。

高年齢雇用継続給付について

高年齢雇用継続給付は、６５歳までの雇用の継続を援助するために、一定の要件を満たす６０歳以上６５歳未満（船員の方については、生年月日によって５５歳以上６０歳未満となる場合があります。詳しくは職員にお問い合わせください。）の雇用保険の被保険者の方（在職中の方）に支給されます。
高年齢雇用継続給付には、**高年齢雇用継続基本給付金**と**高年齢再就職給付金**の２種類があります。

１　高年齢雇用継続基本給付金

雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む。）の支給を受けていない方が支給対象となる給付金です。

支給要件

□　６０歳以上６５歳未満の一般被保険者であること
□　被保険者であった期間が通算して５年以上あること
※　この「被保険者であった期間」の計算において、被保険者であった期間に空白がある場合には、その空白期間が１年以内の場合は、前後の被保険者であった期間を通算することになります。
ただし、基本手当等または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、その後の期間しか通算することができません。
□　６０歳以後の各月に支払われた賃金額が、６０歳到達時の賃金月額の７５％未満に低下していること
□　６０歳以後の各月に支払われた賃金額が、支給限度額（359,899円　毎年８月１日に変更となる場合があります。）未満であること
□　各暦月の初日から末日まで被保険者として継続して雇用されていること
□　各暦月において育児休業給付または介護休業給付の支給を受けることができないこと

支給される金額

各月に支払われた賃金の「低下率」(%)（各月に支払われた賃金額 ÷ ６０歳到達時の賃金月額 × 100）に応じて、次の計算式により算定します（ただし、支給限度額等により支給額が減額されたり、支給がなされないことがあります。）。
□　低下率が６１％以下の場合
支給額 ＝ 各月に支払われた賃金額 × １５％
□　低下率が６１％を超えて７５％未満の場合
支給額 ＝ 各月に支払われた賃金額 × １５％～０％（低下率により一定の割合で逓減します。）
□　低下率が７５％以上の場合
支給されません。

※　支給を受けることができる期間は、６５歳に達する月までとなります。

２　高年齢再就職給付金

受給資格に基づく基本手当の支給を受けた後、６０歳到達時以後に１年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いたことにより被保険者として雇用された方に対する給付金です。基本手当の受給期間内に就職し、就職日の前日における基本手当の支給残日数が１００日以上ある場合が対象となります。

支給要件

□　６０歳以上６５歳未満の被保険者であること
□　被保険者であった期間が通算して５年以上あること
※　この「被保険者であった期間」の計算において、被保険者であった期間に空白がある場合には、その空白期間が１年以内の場合は、前後の被保険者であった期間を通算することになります。
　ただし、基本手当等または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、その後の期間しか通算することができません。
□　就職日の前日において、基本手当の支給残日数が１００日以上あること
□　再就職後の賃金月額が、基本手当の算定の基礎となった賃金日額の３０日分の額の７５％未満に低下していること
□　再就職後の各月に支払われた賃金額が、支給限度額（359,899 円　毎年８月１日に変更となる場合があります。）未満であること
□　各暦月の初日から末日まで被保険者として継続して雇用されていること
□　各暦月において育児休業給付又は介護休業給付の支給を受けることができないこと

支給額

基本的な考え方は高年齢雇用継続基本給付金と同様です。ただし、「低下率」は６０歳到達時の賃金ではなく、基本手当の基準となった賃金に比べて、再就職後の賃金が下がっているかどうかを計算します。また、支給を受けることができる期間は基本手当の支給残日数によって、次のとおりとなります。
□　就職日の前日における基本手当の支給残日数が２００日以上の場合 ： 再就職後２年間
□　就職日の前日における基本手当の支給残日数が１００日以上の場合 ： 再就職後１年間
※　その期間内に６５歳に達した場合には、６５歳に達した月までとなります。

※　高年齢再就職給付金と再就職手当は併給できません。
※　雇用継続給付の実際の給付額は、「みなし賃金額」や「支給限度額」の関係で減額となったり、支給されない場合があります。詳しくは、ハローワークの職員にお問い合わせください。

育児休業給付について

雇用保険の被保険者(※)（男女を問いません。）が育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」が支給されます。 詳しくは、ハローワークの職員にお尋ねください。
※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

介護休業給付について

雇用保険の被保険者(※)が、その家族を介護するため介護休業を取得した場合、一定の要件を満たすと「介護休業給付金」が支給されます。 詳しくは、ハローワークの職員にお尋ねください。
※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

33 雇用保険と老齢厚生年金等との併給調整について

求職者給付（基本手当）と老齢厚生年金・退職共済年金との併給調整が行われます。受給権が発生する老齢厚生年金等の受給権者が、求職者給付（基本手当）の支給を受ける間は、老齢厚生年金・退職共済年金の支給が停止となります。

これは、求職者給付の支給内容が変更されるのではなく、あくまでも年金の支給が停止されるものです。

なお、求職者給付の他に高年齢雇用継続給付も併給調整の対象となります。

併給調整について詳しくは、あなたが手続きをされている、または、される予定の年金事務所にお問い合わせください。

※　参考リーフレット「現在年金を受けている方、これから年金を受ける予定の方へ」

34 国民健康保険料（税）の軽減について

倒産や解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方の国民健康保険料（税）が軽減されます。

対象者

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、

1　雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）

2　雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）

として求職者給付（基本手当等）を受ける方です。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11,12,21,22,31,32,23,33,34 に該当される方

※高年齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません。

軽減額

国民健康保険料（税）は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその30/100 とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、市町村にお問い合わせください。

軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

※届け出が遅れても遡って軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

軽減を受けるには届出が必要です。制度の詳しい説明は、お住まいの市町村の国民健康保険担当にお問い合わせください。

35 職業相談について

ハローワークでは、皆さまの就職活動を全力でサポートいたします。
支援内容の詳細につきましては、お気軽に相談窓口へおたずねください。

再就職までのステップ

ステップ1 自分を知る 仕事を知る

これまでの自分の経歴を振り返り、「何をしてきたか」「何をやりたいか」「興味・関心」「できること」などから自分に合った仕事を考えてみましょう。

■職業相談
■各種セミナー
■職業訓練
■職業興味調査

など各種支援をご用意しています。

ステップ2 仕事を探す

全国のハローワークで受付した求人を、パソコン画面にタッチするだけで、ご希望の求人を探すことができる「求人情報提供パソコン」をご用意しているほか、相談窓口で希望条件の優先順位などを相談しながら検索することもできます。

※その他の仕事の探し方
■ハローワーク求人情報一覧
■ハローワークインターネットサービス

再就職へのステップとハローワークのサポート

ハローワークでは再就職に関するあらゆる相談を受け付けております。

ご希望、ご質問がありましたら、お気軽に相談窓口へお申し出ください。

ステップ3 紹介状の受け方

ハローワークの求人に応募する場合は、必ず相談窓口で希望する会社の「紹介状」をお受け取りください。

■求人の内容を詳しく知りたい。
■何名応募しているか知りたい。

などもご相談できます。

ステップ4 応募準備

応募準備の開始です。

履歴書用紙の選び方から、自分をＰＲする方法まで、ハローワークが「自分らしさ」を活かした書類作成をお手伝いいたします。

ステップ5 面　接

いよいよ最終段階です。面接は、自分自身を伝える大切な場面。売り込む自分をよく知り、話すことを通して採用担当者にアピールしましょう。

また、ハローワークでは面接トレーニングも行っていますので、ご希望の方はお気軽に相談窓口へお申し出ください。

■面接でよく出る質問
・当社を志望する理由。
・前職の退職理由、仕事の内容。
・入社後何をしたいか。
・自己ＰＲをしてください。
・何か質問はありませんか。

採用

おめでとうございます！

採用が決まったら、雇用保険窓口へ届出を行ってください。

また、採用条件等を書面（労働条件通知書など）で確認しましょう。

特色ある職業紹介機関

ハローワークプラザ

ハローワークの付属施設で、利便性の高い場所で職業相談・紹介を行っています。

名称	所在地	電話番号
ハローワークプラザ札幌	札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル5階	011-242-8689
ハローワークプラザはこだて	函館市美原1丁目4-3 エスポワール石沢ビル2階	0138-45-8609
ハローワークプラザ釧路	釧路市錦町2丁目4 釧路フィッシャーマンズワーフMOO２階	0154-23-8609
ハローワークプラザ中島	室蘭市中島町2丁目24-1 栗林中島ビル1階	0143-47-8103
ワークプラザ苫小牧	苫小牧市表町5丁目11-5 ふれんどビル3階	0144-35-8689
ハローワークプラザ北24	札幌市北区北24条西5丁目1-1 札幌サンプラザ1階	011-738-3163
ハローワークしごとプラザ帯広	帯広市西2条南12丁目4 ＪＲ帯広駅エスタ東館2階	0155-26-1810

ふるさとハローワーク・地域職業相談室（ジョブガイド）

名称	所在地	電話番号
北広島	北広島市中央3丁目1-3 Zeal54ビル1階	011-376-7500
恵庭	恵庭市京町85-2 恵庭市第2 庁舎１階	0123-35-3100
登別	登別市中央町4-11 登別ショッピングセンター アーニス2階	0143-81-5555
美唄	美唄市西2条南2丁目5-1 コアビバイ1階	0126-63-2195
石狩	石狩市花川北6条１丁目30-2 石狩市役所2階	0133-75-8609

お仕事の紹介ができる地方自治体との一体的実施施設

名称	所在地	電話番号
あいワーク手稲	札幌市手稲区前田1条11丁目 手稲区役所2階	011-681-2633
あいワーク厚別	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2 厚別区役所1階	011-895-2649
あいワーク豊平	札幌市豊平区平岸6条10丁目1-1 豊平区役所1階	011-822-2560
あいワーク白石	札幌市白石区南郷通1丁目南8-1 白石区複合庁舎3階	011-861-2532
あいワーク南	札幌市南区真駒内幸町2丁目2-1 南区民センター1階	011-582-4718
あいワーク中央	札幌市中央区南3条西11丁目 中央区役所3階	011-205-3262

あいワーク東	札幌市東区北11条東7丁目1-1 東区役所1階	011-741-2415
あいワーク清田	札幌市清田区平岡1条1丁目2-1 清田区役所1階	011-889-2080
あいワーク西	札幌市西区琴似1条6丁目4-3 札幌琴似第一ビル2階	011-623-2787
函館市しごと相談コーナー	函館市東雲町4番13号 函館市役所1階	0138-21-3115
旭川まちなかしごとプラザ	旭川市2条通7丁目 マルカツデパート5階	0166-23-1401
ジョブサポートきたみ	北見市北2条西3丁目 ナップスビル1階	0157-25-0450

マザーズハローワーク札幌

子育てをしながら就職を希望される方のために、お子様連れでも来所しやすい環境で職業相談や紹介を行っており、個々の希望やニーズに応じて、予約による担当者制のキャリアコンサルティングなど一貫した支援を行っています。

札幌市中央区北4条西5丁目　三井生命札幌共同ビル5階　TEL 011-233-0301

札幌わかものハローワーク

正規雇用を目指す若年者（おおむね４５歳未満の方）を対象に仕事探しに関する相談、担当者制による個別支援、各種セミナー、就職後のフォローなどを行っています。

札幌市中央区北4条西5丁目　三井生命札幌共同ビル7階　TEL 011-233-0202

札幌新卒応援ハローワーク

これから卒業を迎える学生・生徒の方、学校卒業後3年以内の方のために、学卒求人の提供や職業相談、就職応援セミナーや職業興味検査の実施など就職活動をサポートします。

札幌市中央区北4条西5丁目　三井生命札幌共同ビル9階　TEL 011-233-0222

ハローワークプラザ札幌
（三井生命札幌共同ビル５階）
マザーズハローワーク札幌
（三井生命札幌共同ビル５階）
札幌わかものハローワーク
（三井生命札幌共同ビル７階）
札幌新卒応援ハローワーク
（三井生命札幌共同ビル９階）

36 ハローワーク以外での求職活動

インターネットを利用した求職活動

厚生労働省では、ハローワークの求人情報をインターネット上で見られるようにしています。早期の再就職のためぜひご利用ください。

ただし、インターネット上の各種サービスを閲覧して利用するだけでは、求職活動実績には含まれませんので、ご留意ください（「１２　求職活動実績とは？」をご覧ください。）。

ハローワークインターネットサービス（https://www.hellowork.go.jp/）

ハローワークでは、全国ネットワークを活かし、多くの求人情報を揃えています。このハローワークの求人情報のうち、事業主の方がインターネット上にも掲載することを希望したものについては、「**ハローワークインターネットサービス」の求人情報検索**を利用することで、ご希望の条件に見合った求人を探すことができます。また、就職活動の役に立つ情報も掲載しています。

ハローワークホームページ

ハローワーク札幌圏	https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo.html
ハローワーク函館	https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/_119652.html
ハローワーク旭川	https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/asahikawa.html
ハローワーク帯広	https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/obihiro.html
ハローワーク小樽	https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/otaru.html

※ご注意ください！！

インターネットや携帯電話で求人情報を閲覧しただけでは、失業の認定を受ける際に必要とされている求職活動実績とは認められません。

ハローワーク以外の職業紹介事業者を利用した求職活動

ハローワーク以外に、地方自治体や民間の職業紹介事業者でも職業相談・職業紹介等を行っています。

これらの職業紹介事業者は、それぞれハローワークとは異なる特徴や得意分野がありますので、ご希望に応じたサービスの提供を受けることができる場合もあります。

ハローワークでは、民間の職業紹介事業者等のサービス内容に関して情報提供を行っていますので、ご利用ください。厚生労働省のホームページでも閲覧することができます。
（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html）

これらの職業紹介事業者が行う職業相談や職業紹介は求職活動実績に含まれますので、忘れずに認定日に申告をしてください。

なお、民間の職業紹介事業者が行うサービスには、有料のものがある場合がありますので、事前に十分ご確認ください。

37 職業訓練（ハロートレーニング）について

ハローワークでの職業相談を通じ、希望する職業への就職実現のため必要と判断された方に対し、再就職支援の一環として職業訓練の受講をあっせんすることがあります。

職業訓練の内容、募集状況、受講するための要件、手続きなどは、ハローワークの職業訓練担当窓口にお尋ねください。

なお、募集中の職業訓練の情報は、下記ホームページでもご覧になることができます。

公共職業訓練

主に雇用保険を受給している方を対象とした、再就職に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練で、北海道及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業訓練施設で行う訓練と、民間教育訓練機関を活用して行う委託訓練があります。

「２６ 公共職業訓練を受講するときは？」が適用される場合があります。

求職者支援訓練

主に雇用保険を受給できない求職者の方や、雇用保険の受給が終了した方などを対象とした、民間教育訓練機関が厚生労働省の認定を受けて実施する職業訓練です。

多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、特定の職種の職務に必要な実践的能力を基礎的な技能等に加えて一括して習得するための「実践コース」があります。

「２６ 公共職業訓練を受講するときは？」は適用されません。

受講料等

公共職業訓練、求職者支援訓練の受講料は原則無料です。（ただし、テキスト代、検定料等は自己負担となります。）

雇用保険の受給ができない方で、収入、資産などの一定の要件を満たす方には、訓練期間中、月額１０万円の「職業訓練受講給付金」が支給される場合があります。

公共職業訓練・求職者支援訓練のコース情報の提供

●北海道労働局ホームページ

http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/banner/23jobtraining/_119777.html

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部ホームページ

https://www.jeed.or.jp/location/shibu/hokkaido/

職業訓練の受講に関するご相談、お申込みは、ハローワークの職業訓練担当窓口へ。

募集締切日にご注意ください、ハローワークへの相談はお早めに！

主な手続き一覧

手続きを必要とするとき	手続きの期限	必要な書類	添付書類及び証明者	該当ページ
病気、けが、妊娠、出産、育児、親族の看護などのため、受給期間の延長をしようとするとき	職業に就くことができなくなった期間が30日に至った日の翌日以降できるだけ早期に（延長後の受給期間の最後の日までの間であれば、申請可能）	受給期間延長申請書、受給資格者証	母子手帳、診断書等	18ページ
就職または事業を開始することが決まったとき	原則として、就職日の前日	採用（内定）証明書、受給資格者証	就職先事業主	21ページ
早期に再就職したとき	就職した日の翌日から1か月以内	再就職手当支給申請書、受給資格者証	就職先事業主	21ページ
障がい者等の方がハローワークの紹介で就職したとき	就職した日の翌日から1か月以内	常用就職支度手当支給申請書、受給資格者証	就職先事業主	27ページ
氏名や住所等を変更したとき	次の認定日まで（他のハローワークの管轄地域へ移転するときは事前に）	受給資格者氏名・住所変更届、受給資格者証	住民票等	31ページ
病気やけがのため引き続き15日以上働けないとき	治った直後の認定日まで（長期傷病の場合は、ハローワークにご相談ください）	傷病手当支給申請書、受給資格者証	診療担当医師	32ページ
死亡した受給者にかわって遺族の方が失業等給付を受給しようとするとき	死亡した日の翌日から6か月以内	未支給失業等給付請求書、受給資格者証	死亡診断書、世帯全部の住民票、戸籍謄本など	32ページ

採用（内定）証明書

別紙１

支給番号 □□－□□□□□□－□

支給番号は、受給資格者本人が事前に受給資格者証を見て記載してください。

ふりがな ①氏　名		②生年月日	昭和 平成　年　月　日
③住　所	（〒　－　）		
④採用年月日【裏面参照】	平成　年　月　日	⑤面接年月日	平成　年　月　日	⑥採用内定年月日	平成　年　月　日
⑦職　種		⑧雇用期間の定め	□ 無 □ 有（～平成　年　月　日まで） ↳契約の更新等により１年を超えて雇用する見込み □ 有 ・ □ 無
⑨週の所定労働時間（勤務時間）	時間　分 （　時　分～　時　分）	⑩賃金形態	□月給 □日給月給 □日給 □時給 □その他（　）	⑪賃金月額	円
⑫採用経路	□ハローワーク又は運輸局の紹介 □知人の紹介 □職業紹介事業者の紹介 → □その他（　）	職業紹介事業者の名称 電話番号（　） 担当者名	

⑬出勤状況

（注意）出勤した日に○印、欠勤した日に「欠」、休日に「休」と記載してください。
また、本採用前の見習い、研修、試用期間等の期間も含め記載してください。（裏面参照）
なお、証明日現在、出勤していない場合（本採用前の見習い・試用期間等の出勤を含む）は、この欄に出勤状況を記載する必要はありません。

本採用前の見習い・試用期間等の月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

本採用月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

※採用年月日等を事実に相違して記載し、それが不正受給につながる場合は、雇用保険法第10条の４第２項により失業等給付を受けた者と連帯して返還及び納付していただく場合があります。

上記の記載は事実に相違ないことを証明します。

平成　年　月　日

公共職業安定所長　殿
運輸（支）局長　殿

事業所所在地
事業所名称
代表者氏名　㊞
電話番号（　）
雇用保険適用事業所番号 □□□□ □□□□□□ □

ハローワーク（公共職業安定所）には各種技能をお持ちの方が多数登録し、仕事を探しています。つきましては、貴事業所の今後の採用予定等についてお知らせください。

1 今後の採用予定はありますか。
□ある →
□ない

職　種	採用予定人数	採用予定時期
	人	月頃
	人	月頃

2 ハローワークからの紹介が必要ですか。　□紹介してほしい　□紹介の必要はない
3 現在ハローワークに求人を出していますか。　□出している　□出していない

―ありがとうございました。募集の際にはぜひハローワークをご利用ください。―

事業主の皆様へ

お　願　い

1　この「採用（内定）証明書」は、雇用保険の基本手当の受給手続きをされている方が就職された場合に、ハローワーク又は運輸（支）局に提出していただくものです。

2　この証明書は、雇用契約書となるものではなく、採用予定の年月日または採用年月日を証明していただくことにより、本人に対して、いつまで雇用保険の基本手当の支給を行うかなどについて確認するためのものです。

以上の点につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

④欄「採用年月日」についての注意事項

雇用関係に入った最初の日（雇用契約に基づき、労働を提供すべきこととされている最初の日）を記載してください。

（例１）　雇入日が休祝日にあたる場合

●は会社の休日

1/1　1/2　1/3　1/4

雇入日　以降出勤

※採用年月日は１月１日

（例２）　出勤すべき初日に欠勤した場合

1/23　1/24

雇入日（欠勤）　以降出勤

※採用年月日は１月 23 日

（例３）　本採用の切替前に見習い・研修・試用期間・アルバイト等がある場合

6/20　6/30　7/1

雇入日〔見習い・研修・試用・アルバイト〕等の期間　本採用

※採用年月日は６月 20 日

記載にあたっては、必ず出勤簿・賃金台帳等関係帳簿に基づいて正確に記載してください。

認定日変更に関する証明書

<table>
<tr><td>受給資格者氏名</td><td></td><td>（支給番号　　　ー　　　ー　　　）</td></tr>
<tr><td>受給資格者住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>安定所へ出頭できない（できなかった）期間</td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日 から 平成　　年　　月　　日 まで</td></tr>
<tr><td rowspan="14">安定所へ出頭できない（できなかった）理由、及び証明書等</td><td colspan="2">該当する理由に○をつける</td></tr>
<tr><td></td><td>就労していた</td></tr>
<tr><td></td><td>就職のための面接・採用試験［面接担当者の証明、受験証明］</td></tr>
<tr><td></td><td>国家試験・検定試験［受験票、受験通知、受験証明書］</td></tr>
<tr><td></td><td>本人の疾病・負傷［傷病証明書「受給資格者のしおり」末尾添付、診断書、医療費領収書等］</td></tr>
<tr><td></td><td>親族（氏名　　　　　　続柄　　　　）の看護［医療機関の証明］</td></tr>
<tr><td></td><td>親族（氏名　　　　　　続柄　　　　）の危篤・死亡［医療機関の証明］</td></tr>
<tr><td></td><td>親族（氏名　　　　　　続柄　　　　）の葬儀［葬儀委員長、喪主の証明］</td></tr>
<tr><td></td><td>配偶者・3親等以内親族（氏名　　　　　　続柄　　　　）の命日の法事
［僧侶、施主の証明］</td></tr>
<tr><td></td><td>本人の婚姻、新婚旅行［式の案内状、旅行計画書等］</td></tr>
<tr><td></td><td>親族（氏名　　　　　　続柄　　　　）の婚姻［仲人、当事者の証明］</td></tr>
<tr><td></td><td>子弟の入学式・卒業式への出席（義務教育のみ）［学校関係者の証明］</td></tr>
<tr><td></td><td>天災その他、止むを得ない理由［官公庁等の発行する証明書］</td></tr>
<tr><td colspan="2">（※注） 親族の範囲については6親等内の血族、3親等内の姻族です。</td></tr>
<tr><td>証　明　欄</td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで、
標記の者が上記の理由にあったことを証明します。
※ 就労期間、面接日、試験日、疾病・負傷のための通院など日付を記入願います。

平成　　年　　月　　日

公共職業安定所長　殿
運輸（支）局長　殿

証明者　住　所
役職・氏名　　　　　　㊞
電話番号</td></tr>
</table>

［血族］

［傍系］

- 高祖父母の兄弟 6
- 高祖父母の子 5
- 高祖父母の孫 6
- 従おじ・おば 4
- 従おじ・おば 5
- 配
- おじ・おば 3
- 再従兄弟姉妹 6
- 従兄弟 4
- 配
- 兄弟姉妹 2
- 従姪 5
- 配
- おい・めい 3
- 従姪孫 6
- 姪孫 4
- 曽姪孫 5

［直系］

- 五世の祖 5
- 高祖父母 4
- 曽祖父母 3
- 祖父母 2
- 父母 1
- 本人
- 子 1 配
- 孫 2 配
- 曽孫 3 配

［姻族］

［直系］

- 曽祖父母 3
- 祖父母 2
- 父母 1
- 配偶者
- 子 1
- 孫 2
- 曽孫 3

［傍系］

- おじ・おば 3
- 兄弟姉妹 2
- おい・めい 3

※　あなたとの続柄に該当する親族を〇で囲んでください

別紙３

傷病証明書

職業安定所での業務に必要なため、下記の内容について証明をお願いします。

① 氏 名		② 性 別 男 ・ 女	③ 生年月日 昭和 ・ 平成 年 月 日
④ 傷病の名称			
⑤ 初診年月日	平 成 年 月 日		
⑥ 就労不能と認める期間	（※就労不能と認める期間は、証明日現在で確定した期間を記入願います。） イ. なし ロ. あり 平成 年 月 日 ～ 現在も就労不能 ハ. あり 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日まで **翌日より就労可能**		
⑦ 就労の制限 （⑥欄・ロの場合は不要）	イ. 従前のとおり就労可能 ロ. 条件付で就労可能 （ ）		
⑧ 特記事項			

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

診療機関名
所在地
診療担当者氏名 ㊞
電話番号

別紙４

離　職　状　況　証　明　書
（雇用保険未加入者用）

<table>
<tr><td rowspan="3">申請者が記入</td><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">昭和
年　月　日
平成</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="3">〒　　ー

TEL（　　）　ー</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">事業主が記入してください。</td><td>雇用年月日</td><td>平成　年　月　日</td><td>離職年月日</td><td>平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">離職理由　・・・・・・・　該当するものを○で囲み、具体的な事情を記載してください。</td></tr>
<tr><td colspan="3">イ　解雇　ロ　倒産による退職　ハ　契約期間満了
ニ　事業主の勧奨による退職　ホ　定年（　歳）
へ　定年（　歳）後の勤務延長又は再雇用の終了（　歳）
ト　その他</td><td>具体的な事情</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記のとおり相違ないことを証明します。

平成　年　月　日

公共職業安定所長　殿
運 輸（支）局 長　殿

事業所の所在地及び名称

事業主氏名　　　　　　　　　　㊞</td></tr>
</table>

※　事業主の方へお願い

1　この証明は、貴事業所で雇入れた方のうち、雇用保険被保険者として資格取得をされなかった方についてご記入ください。

2　雇入年月日・離職年月日については、試用期間・研修期間等があった場合には、その期間を含めてご記入ください。

3　雇用保険に加入いただいている場合は、離職票－1・2をご使用ください。

【安定所記載欄】

平成３０年（２０１８年）

	曜日型 / 週型	日	月	火	水	木	金	土
1	4		1	2	3	4	5	6
	1	7	8	9	10	11	12	13
	2	14	15	16	17	18	19	20
	3	21	22	23	24	25	26	27
	4	28	29	30	31			
2	4					1	2	3
	1	4	5	6	7	8	9	10
	2	11	12	13	14	15	16	17
	3	18	19	20	21	22	23	24
	4	25	26	27	28			
3	4					1	2	3
	1	4	5	6	7	8	9	10
	2	11	12	13	14	15	16	17
	3	18	19	20	21	22	23	24
	4	25	26	27	28	29	30	31
4	1	1	2	3	4	5	6	7
	2	8	9	10	11	12	13	14
	3	15	16	17	18	19	20	21
	4	22	23	24	25	26	27	28
	1	29	30					
5	1			1	2	3	4	5
	2	6	7	8	9	10	11	12
	3	13	14	15	16	17	18	19
	4	20	21	22	23	24	25	26
	1	27	28	29	30	31		
6	1						1	2
	2	3	4	5	6	7	8	9
	3	10	11	12	13	14	15	16
	4	17	18	19	20	21	22	23
	1	24	25	26	27	28	29	30
7	2	1	2	3	4	5	6	7
	3	8	9	10	11	12	13	14
	4	15	16	17	18	19	20	21
	1	22	23	24	25	26	27	28
	2	29	30	31				
8	2				1	2	3	4
	3	5	6	7	8	9	10	11
	4	12	13	14	15	16	17	18
	1	19	20	21	22	23	24	25
	2	26	27	28	29	30	31	
9	2							1
	3	2	3	4	5	6	7	8
	4	9	10	11	12	13	14	15
	1	16	17	18	19	20	21	22
	2	23	24	25	26	27	28	29
	3	30						
10	3		1	2	3	4	5	6
	4	7	8	9	10	11	12	13
	1	14	15	16	17	18	19	20
	2	21	22	23	24	25	26	27
	3	28	29	30	31			
11	3					1	2	3
	4	4	5	6	7	8	9	10
	1	11	12	13	14	15	16	17
	2	18	19	20	21	22	23	24
	3	25	26	27	28	29	30	
12	3							1
	4	2	3	4	5	6	7	8
	1	9	10	11	12	13	14	15
	2	16	17	18	19	20	21	22
	3	23	24	25	26	27	28	29
	4	30	31					

平成３１年（２０１９年）

月	週型	日	月	火	水	木	金	土
1	4			1	2	3	4	5
	1	6	7	8	9	10	11	12
	2	13	14	15	16	17	18	19
	3	20	21	22	23	24	25	26
	4	27	28	29	30	31		
2	4						1	2
	1	3	4	5	6	7	8	9
	2	10	11	12	13	14	15	16
	3	17	18	19	20	21	22	23
	4	24	25	26	27	28		
3	4						1	2
	1	3	4	5	6	7	8	9
	2	10	11	12	13	14	15	16
	3	17	18	19	20	21	22	23
	4	24	25	26	27	28	29	30
	1	31						
4	1		1	2	3	4	5	6
	2	7	8	9	10	11	12	13
	3	14	15	16	17	18	19	20
	4	21	22	23	24	25	26	27
	1	28	29	30				
5	1				1	2	3	4
	2	5	6	7	8	9	10	11
	3	12	13	14	15	16	17	18
	4	19	20	21	22	23	24	25
	1	26	27	28	29	30	31	
6	1							1
	2	2	3	4	5	6	7	8
	3	9	10	11	12	13	14	15
	4	16	17	18	19	20	21	22
	1	23	24	25	26	27	28	29
	2	30						
7	2		1	2	3	4	5	6
	3	7	8	9	10	11	12	13
	4	14	15	16	17	18	19	20
	1	21	22	23	24	25	26	27
	2	28	29	30	31			
8	2					1	2	3
	3	4	5	6	7	8	9	10
	4	11	12	13	14	15	16	17
	1	18	19	20	21	22	23	24
	2	25	26	27	28	29	30	31
9	3	1	2	3	4	5	6	7
	4	8	9	10	11	12	13	14
	1	15	16	17	18	19	20	21
	2	22	23	24	25	26	27	28
	3	29	30					
10	3			1	2	3	4	5
	4	6	7	8	9	10	11	12
	1	13	14	15	16	17	18	19
	2	20	21	22	23	24	25	26
	3	27	28	29	30	31		
11	3						1	2
	4	3	4	5	6	7	8	9
	1	10	11	12	13	14	15	16
	2	17	18	19	20	21	22	23
	3	24	25	26	27	28	29	30
12	4	1	2	3	4	5	6	7
	1	8	9	10	11	12	13	14
	2	15	16	17	18	19	20	21
	3	22	23	24	25	26	27	28
	4	29	30	31				

平成３２年（２０２０年）

月	週型＼曜日型	日	月	火	水	木	金	土	月	週型＼曜日型	日	月	火	水	木	金	土	月	週型＼曜日型	日	月	火	水	木	金	土
1	4				1	2	3	4	5	1						1	2	9	3			1	2	3	4	5
	1	5	6	7	8	9	10	11		2	3	4	5	6	7	8	9		4	6	7	8	9	10	11	12
	2	12	13	14	15	16	17	18		3	10	11	12	13	14	15	16		1	13	14	15	16	17	18	19
	3	19	20	21	22	23	24	25		4	17	18	19	20	21	22	23		2	20	21	22	23	24	25	26
	4	26	27	28	29	30	31			1	24	25	26	27	28	29	30		3	27	28	29	30			
										2	31															
2	4							1	6	2		1	2	3	4	5	6	10	3					1	2	3
	1	2	3	4	5	6	7	8		3	7	8	9	10	11	12	13		4	4	5	6	7	8	9	10
	2	9	10	11	12	13	14	15		4	14	15	16	17	18	19	20		1	11	12	13	14	15	16	17
	3	16	17	18	19	20	21	22		1	21	22	23	24	25	26	27		2	18	19	20	21	22	23	24
	4	23	24	25	26	27	28	29		2	28	29	30						3	25	26	27	28	29	30	31
3	1	1	2	3	4	5	6	7	7	2				1	2	3	4	11	4	1	2	3	4	5	6	7
	2	8	9	10	11	12	13	14		3	5	6	7	8	9	10	11		1	8	9	10	11	12	13	14
	3	15	16	17	18	19	20	21		4	12	13	14	15	16	17	18		2	15	16	17	18	19	20	21
	4	22	23	24	25	26	27	28		1	19	20	21	22	23	24	25		3	22	23	24	25	26	27	28
	1	29	30	31						2	26	27	28	29	30	31			4	29	30					
4	1				1	2	3	4	8	2							1	12	4			1	2	3	4	5
	2	5	6	7	8	9	10	11		3	2	3	4	5	6	7	8		1	6	7	8	9	10	11	12
	3	12	13	14	15	16	17	18		4	9	10	11	12	13	14	15		2	13	14	15	16	17	18	19
	4	19	20	21	22	23	24	25		1	16	17	18	19	20	21	22		3	20	21	22	23	24	25	26
	1	26	27	28	29	30				2	23	24	25	26	27	28	29		4	27	28	29	30	31		
										3	30	31														

※ 春分の日、秋分の日は未定

平成３３年（２０２１年）

月	週型＼曜日型	日	月	火	水	木	金	土	月	週型＼曜日型	日	月	火	水	木	金	土	月	週型＼曜日型	日	月	火	水	木	金	土
1	4						1	2	5	1							1	9	3				1	2	3	4
	1	3	4	5	6	7	8	9		2	2	3	4	5	6	7	8		4	5	6	7	8	9	10	11
	2	10	11	12	13	14	15	16		3	9	10	11	12	13	14	15		1	12	13	14	15	16	17	18
	3	17	18	19	20	21	22	23		4	16	17	18	19	20	21	22		2	19	20	21	22	23	24	25
	4	24	25	26	27	28	29	30		1	23	24	25	26	27	28	29		3	26	27	28	29	30		
	1	31								2	30	31														
2	1		1	2	3	4	5	6	6	2			1	2	3	4	5	10	3						1	2
	2	7	8	9	10	11	12	13		3	6	7	8	9	10	11	12		4	3	4	5	6	7	8	9
	3	14	15	16	17	18	19	20		4	13	14	15	16	17	18	19		1	10	11	12	13	14	15	16
	4	21	22	23	24	25	26	27		1	20	21	22	23	24	25	26		2	17	18	19	20	21	22	23
	1	28								2	27	28	29	30					3	24	25	26	27	28	29	30
																			4	31						
3	1		1	2	3	4	5	6	7	2					1	2	3	11	4		1	2	3	4	5	6
	2	7	8	9	10	11	12	13		3	4	5	6	7	8	9	10		1	7	8	9	10	11	12	13
	3	14	15	16	17	18	19	20		4	11	12	13	14	15	16	17		2	14	15	16	17	18	19	20
	4	21	22	23	24	25	26	27		1	18	19	20	21	22	23	24		3	21	22	23	24	25	26	27
	1	28	29	30	31					2	25	26	27	28	29	30	31		4	28	29	30				
4	1					1	2	3	8	3	1	2	3	4	5	6	7	12	4				1	2	3	4
	2	4	5	6	7	8	9	10		4	8	9	10	11	12	13	14		1	5	6	7	8	9	10	11
	3	11	12	13	14	15	16	17		1	15	16	17	18	19	20	21		2	12	13	14	15	16	17	18
	4	18	19	20	21	22	23	24		2	22	23	24	25	26	27	28		3	19	20	21	22	23	24	25
	1	25	26	27	28	29	30			3	29	30	31						4	26	27	28	29	30	31	

※ 春分の日、秋分の日は未定

● 道内ハローワーク（公共職業安定所）一覧 ●

安定所名 （）出張所 〈〉分室	郵便番号	所在地	電話番号	安定所名 （）出張所 〈〉分室	郵便番号	所在地	電話番号
札　幌	064-8609	札幌市中央区南10条西14丁目	011(562)0101	〈深川〉	074-0001	深川市1条18－10	0164(23)2148
札幌東	062-8609	札幌市豊平区月寒東1条3丁目2－10	011(853)0101	釧　路	085-0832	釧路市富士見３丁目2－3	0154(41)1201
（江別）	067-0014	江別市4条1丁目	011(382)2377	室　蘭	051-0022	室蘭市海岸町1丁目20－28	0143(22)8689
札幌北	065-8609	札幌市東区北16条東4丁目3－1	011(743)8609	〈伊達〉	052-0025	伊達市網代町5番地4	0142(23)2034
函　館	040-8609	函館市新川町26－6 函館地方合同庁舎分庁舎	0138(26)0735	岩見沢	068-8609	岩見沢市5条東15丁目7－7 岩見沢地方合同庁舎	0126(22)3450
（八雲）	049-3113	二海郡八雲町相生町108－8 八雲地方合同庁舎	0137(62)2509	稚　内	097-8609	稚内市末広4丁目1－25	0162(34)1120
（江差）	043-8609	檜山郡江差町字姥神町167 江差地方合同庁舎	0139(52)0178	岩　内	045-8609	岩内郡岩内町字相生199－1	0135(62)1262
旭　川	070-0902	旭川市春光町10－58	0166(51)0176	〈倶知安〉	044-0011	虻田郡倶知安町南1条東3丁目1番地 倶知安地方合同庁舎1階	0136(22)0248
（富良野）	076-8609	富良野市緑町9番1号	0167(23)4121	留　萌	077-0048	留萌市大町２丁目12 留萌地方合同庁舎	0164(42)0388
帯　広	080-8609	帯広市西5条南5丁目2	0155(23)8296	名　寄	096-8609	名寄市西5条南10丁目2－2	01654(2)4326
〈池田〉	083-0022	中川郡池田町西2条2丁目10	0155(572)2561	（士別）	095-8609	士別市東4条3丁目1-17	0165(23)3138
北　見	090-0018	北見市青葉町6－8 北見地方合同庁舎	0157(23)6251	浦　河	057-0033	浦河郡浦河町堺町東1丁目5－21	0146(22)3036
（遠軽）	099-0403	紋別郡遠軽町１条通北4丁目1	0158(42)2779	〈静内〉	056-0017	日高郡新ひだか町静内御幸町2丁目1－40 ショッピングセンターピュア3階	0146(42)1734
〈美幌〉	092-0004	網走郡美幌町仲町1丁目44	0152(73)3555	網　走	093-8609	網走市大曲1－1－3	0152(44)6287
紋　別	094-8609	紋別市南が丘町7丁目45－33	0158(23)5291	苫小牧	053-8609	苫小牧市港町1－6－15 苫小牧港湾合同庁舎	0144(32)5221
小　樽	047-8609	小樽市色内1丁目10－15	0134(32)8689	根　室	087-8609	根室市弥栄町1丁目18番地 根室地方合同庁舎4階	0153(23)2161
〈余市〉	046-0004	余市郡余市町大川町2丁目26	0135(22)3288	〈中標津〉	086-1002	標津郡中標津町東2条南2丁目1－1 中標津経済センタービル	0153(72)2544
滝　川	073-0023	滝川市緑町2丁目5－1	0125(22)3416	千　歳	066-8609	千歳市東雲町4丁目2-6	0123(24)2177
（砂川）	073-0166	砂川市西6条北5丁目1	0125(54)3147	（夕張）	068-0403	夕張市本町5丁目5番地	0123(52)4411

● 船員でのお仕事を希望する方が雇用保険の手続きをできる道内運輸局一覧 ●

運輸局名	郵便番号	所在地	電話番号	運輸局名	郵便番号	所在地	電話番号
本　局	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	011(290)1014	室　蘭	051-0023	室蘭市入江町1番地 室蘭地方合同庁舎	0143(23)5001
函　館	041-0824	函館市西桔梗町555番24	0138(49)9903	釧　路	084-0906	釧路市鳥取大通6丁目2-13	0154(51)0057
旭　川	097-0023	稚内市開運2丁目2-1 稚内港湾合同庁舎	0162(23)5047				

ハローワーク（公共職業安定所）窓口のご利用について

※ 雇用保険の手続きの利用時間は、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の８時30分～17時15分です。

※ 職業相談には一定の時間がかかること等から、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯（夜間開庁や土曜開庁の日は除いた平日）は、９時～17時の間のご利用をお勧めさせていただきます。

正誤表

雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり（平成30年8月）

○　30ページ　中段　「たとえば」の枠組み内の、再求職後の受給日数の説明部分

（誤）

たとえば

所定給付日数１８０日の方が、基本手当６０日分の支給を受けた後再就職し、再就職手当８４日分の支給を受けた後に離職したとき

受給期間（１年間）

待期	基本手当支給(60日分)	就職（受給資格なし）	48日分

再就職手当84日分

離職日の翌日　受給資格決定日　再求職申込日

１８０日（所定給付日数）－６０日（基本手当）－８４日（再就職手当）＝　３６日、の範囲内で基本手当の支給を受けることができます。

（正）

たとえば

所定給付日数１８０日の方が、基本手当６０日分の支給を受けた後再就職し、再就職手当８４日分の支給を受けた後に離職したとき

受給期間（１年間）

待期	基本手当支給(60日分)	就職（受給資格なし）	36日分

再就職手当84日分

離職日の翌日　受給資格決定日　再求職申込日

１８０日（所定給付日数）－６０日（基本手当）－８４日（再就職手当）＝　３６日、の範囲内で基本手当の支給を受けることができます。

早期に再就職すると一時金等が支払われます！

詳細は、「受給資格者のしおり」Ｐ２１～Ｐ２５をご覧ください。

ハローワーク中標津

1.「再就職手当」って何・・・？

一日も早く安定した職業に就いていただくための制度で、早期に再就職した方が次の条件を満たすことにより支給される手当です。

2. どんな時に支給されるの？

① **支給残日数が３分の１以上**残っている。
② **１年を超えて雇用**されることが雇い入れの当初から確実である。
③ **待期期間経過後の雇用**である。
④ 給付制限を受けた場合は、待期期間経過後の１ヶ月間はハローワークの紹介である。
⑤ 離職前の事業主又はその事業主と密接な関係にある事業主に雇用されたものでない。
⑥ 過去３年以内に再就職手当・常用就職支度手当の支給を受けていない。
⑦ 受給資格決定日（離職票の提出日）前に採用が内定していない。
⑧ **雇用保険の被保険者**となること。

3. 支給残日数って何？

就職日の前日において、受給期間満了日までに受給可能な基本手当の日数のことです。
（所定給付日数から既に支給した日数を差引いた日数が、就職日から受給期間満了日までの日数を越える時は、就職日から受給期間満了日までの日数が支給残日数となります。）

4. 支給される額はどのくらい？

支給残日数が1/3以上の場合：支給残日数×60%×基本手当日額（円未満切捨て）
支給残日数が2/3以上の場合：支給残日数×70%×基本手当日額（円未満切捨て）
ただし、年齢により支給上限額があります。

5. 手続きの方法は？

就職の届出後、原則、**就職日の翌日から１ヶ月以内に「再就職手当支給申請書」等を提出**してください。

6. 支給されるのはいつ？

「再就職手当支給申請書」の受理後、内容の審査を受け、おおむね１～２週間程度で決定されます。
（雇用保険の資格取得手続きがなされていない場合、調査・確認のため、支給決定が遅れることがあります。）

7.「就業促進定着手当」とは？

再就職手当の支給を受けた方が、引き続きその**再就職先に雇用保険の被保険者として６か月以上雇用され**、かつ再就職後６か月の間に支払われた賃金と今回の失業給付の算定基礎となった離職前６か月間の賃金を比較して、**再就職後の賃金が低下している場合**に、一定の要件を満たすことで支給が受けられる手当です。（ただし、支給上限額があります。）

8. 手続きの方法は？

原則、就職日から６か月経過した日の翌日から２ヶ月以内に「就業促進定着手当支給申請書」等を提出してください。

雇用保険を受けられる皆様へ

正しく申告し、正しく受給しましょう！

失業認定申告書には、ありのままを記載してください。

次のことを必ず守ってください！

1. 仕事を行ったときは、その事実を隠さずに、ありのままを申告すること（収入の有無は問いません。）。

パート、アルバイト、日々雇用など臨時的な仕事をしたとき

就職が決まったとき（試用期間や研修期間を含む。）

内職や手伝いをしたとき

自営業を始めたとき（その準備期間を含む。）

会社の役員に就任したとき（非常勤を含む。報酬の有無は問わない。）

2. 求職活動は、ありのままを申告すること。失業等給付を受けるために、本当は行っていない求職活動を偽って申告することは絶対にしないこと。

離職票の内容を事前に確認しましょう。

虚偽または架空の内容（賃金額、雇用期間、離職日等）が記載された雇用保険被保険者離職票や他人名義の雇用保険被保険者離職票により失業等給付を受ける（受けようとする）ことは、不正受給として処分や刑罰の対象となります。

受け取った雇用保険被保険者離職票の記載内容が事実と異なる場合は、必ずハローワークに申し出てください。

労災保険の休業補償給付と雇用保険の失業等給付を同時に受給することはできません。

労災保険の休業補償給付は、病気やケガで労働することができない場合に支給されますので、労働可能な状態を要件として支給する失業等給付を同時に受給することはできません。

したがって、労災保険の休業補償給付を受ける（受けようとする）ことを秘匿し、雇用保険の失業等給付を受ける（受けようとする）ことは、不正受給に該当します。

これらを正しく申告しないと不正受給になります。

厚生労働省北海道労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

（H30年8月）

裏面もお読みください。

不正受給は必ず発見されます！

ハローワークの事業所調査や電話調査、家庭訪問などで発見

ピンポーン

コンピュータシステムによる発見（不正受給の約５割）

不正発見！

雇用保険の受給記録は事務所からの届出と照合されます。

投書や電話などの通報による発見

働きながら給付金をもらっている人がいますよ！

RRRRR

不正受給をした人は厳しい処分を受けます。

支給停止

正しい申告をしなかった日以降、一切の給付（就業促進手当等を含む。）が受けられません。

返還命令

不正に受給した金額はもちろん、それ以降に受給した金額も全額返還しなければなりません。

納付命令

不正な行為により支給を受けた金額（返還命令の金額）の２倍に相当する額以下の金額を納めなければならない場合があります。

例えば

不正受給金額が 40 万円の場合、支給停止処分のほか、120 万円以上納めなければならない場合があります。

返還命令		納付命令		延滞金		不正受給処分の金額
（不正受給金）	＋	（不正に受給した金額の２倍に相当する額）	＋	年利率 5%（返還命令 納付命令分）	＝	
40万円		**80万円**				**120万円** ＋延滞金

注意

- 詐欺罪として刑事処罰されることがあります。
- 返納を怠ると財産の差押えが行われることがあります。

悪質なので三倍返してください

就職したことを申告しなかっただけで、受給した３倍の120万円も返さないといけないなんて・・・

受給中に何か迷ったとき、困ったときは、まず、ハローワークの窓口でご相談ください。

聞きなれない専門用語の解説

ハローワーク中標津

用　語	内　容
①失業	就職しようとする意思と、いつでも就職できる能力があり、現在積極的に仕事を探している状態
②基本手当	失業の状態にあった日について支給される雇用保険の手当（待期、給付制限期間後の支給対象期間の一日一日について支給）
③受給資格	基本手当の支給を受けることができる資格（来所の際は、受給資格を有する者を証明する受給資格者証を携帯）
④所定給付日数	失業の状態が継続した場合の基本手当を受けることができる最大限の日数
⑤受給期間	基本手当の支給を受けることができる期限（原則として離職した日の翌日から１年間）
⑥受給資格決定日	離職票の提出と求職の申込みを行った日
⑦待期	離職票の提出日から失業の状態にあった通算７日間の支給の対象とならない期間（失業の状態を確認するための期間）
⑧給付制限	待期が満了した日（待期満了年月日）の翌日から3ヶ月の支給の対象とならない期間（離職の理由が、自己の都合である場合のみ）
⑨失業の認定	失業の状態にあったかどうかの確認行為
⑩認定日	4週間に１回指定される失業の認定を行う日（「失業認定申告書」の提出により確認）
⑫就職、就労	一日の労働（就業）時間が、4時間以上の日であり、基本手当が不支給
⑬内職・手伝い	一日の労働（就業）時間が、4時間未満の日であり、その収入額により基本手当が減額
⑭求職活動	積極的に就職しようとする意思が、客観的に確認できる活動（職業を求める活動）
⑮不正受給	失業の状態を正しく申告しないなどの不正な手段により、基本手当を受けたり、受けようとする行為

H26.8

（求職者のご家族の方へ）

失業給付を受給していたご家族を亡くされた方へ

亡くなった前日までの失業給付を受け取ることができます

雇用保険による基本手当（失業給付）を受給中の方が亡くなった場合、生計を同じくしていたご遺族は、死亡の日の前日までの基本手当の支給（未支給失業等給付）を受けることができます。
雇用保険による他の失業等給付（教育訓練給付、高年齢雇用継続給付、育児休業給付など）を受けられる方が亡くなった場合も同様です。

■受給の対象となる方

亡くなった方と**生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序**で、１人だけに支給されます。

■手続き

未支給失業等給付請求書と**死亡の情報を含む住民票の写し**のほか、受けようとしていた給付の申請書と関係書類※を、ハローワークに提出してください。

※ 関係書類の例（すでに提出している場合は不要）
- ◆基本手当：失業認定申告書
- ◆教育訓練給付：教育訓練給付支給申請書、教育訓練修了証明書 など
- ◆高年齢雇用継続給付：高年齢雇用継続給付支給申請書、賃金台帳 など
- ◆育児休業給付：育児休業給付支給申請書、出勤簿 など

■請求期限

死亡した日の翌日から**６ヵ月以内**

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL260401保02

雇用保険受給資格者のみなさまへ

再就職手当のご案内

再就職手当とは、雇用保険受給資格者のみなさまが基本手当の受給資格の決定を受けた後に早期に安定した職業に就き、又は事業を開始した場合に支給することにより、より早期の再就職を促進するための制度です。

再就職手当の額は次のとおりです。

就職等をする前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数により給付率が異なります。

支給日数を所定給付日数の

3分の2以上残して早期に再就職した場合
・・・・・ 基本手当の支給残日数の70%※の額
(※就職日が平成29年1月1日前の場合は、60%)

3分の1以上残して早期に再就職した場合
・・・・・ 基本手当の支給残日数の60%※の額
(※就職日が平成29年1月1日前の場合は、50%)

よって、早く再就職すると、より給付率が高くなります。

更に、再就職手当を受給した方が再就職先に6か月以上雇用され、再就職先での6か月間の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合には「就業促進定着手当」が受けられます。

その他にも、いくつかの支給要件がありますので、次のページをご確認ください。分からないことがあればお気軽に給付窓口へおたずねください。

厚生労働省
都道府県労働局
公共職業安定所(ハローワーク)
地方運輸局

(30.08)

LL300801保04

支給の要件について

■ 再就職手当の支給を受けるには下記のすべての要件を満たす必要があります。

① 受給手続き後、7日間の待期期間（※）満了後に就職、又は事業を開始したこと。
② 就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること。
③ 離職した前の事業所に再び就職したものでないこと。また、離職した前の事業所と資本・資金・人事・取引面で密接な関わり合いがない事業所に就職したこと。
④ 受給資格に係る離職理由により給付制限（基本手当が支給されない期間）がある方は、求職申込みをしてから、待期期間満了後1か月の期間内は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介によって就職したものであること。
⑤ 1年を超えて勤務することが確実であること。
（生命保険会社の外務員や損害保険会社の代理店研修生のように、1年以下の雇用期間を定め雇用契約の更新にあたって一定の目標達成が条件付けられている場合、又は派遣就業で雇用期間が定められ、雇用契約の更新が見込まれない場合にはこの要件に該当しません。）
⑥ 原則として、雇用保険の被保険者になっていること。
⑦ 過去3年以内の就職について、再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがないこと。（事業開始に係る再就職手当も含みます。）
⑧ 受給資格決定（求職申込み）前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと。

※待期期間中に仕事等をしたことにより失業の状態でなかった日や、失業の認定を受けていない日については、待期期間に含まれませんのでご注意下さい。

■ 所定給付日数が90日の場合（離職理由が倒産・解雇等により給付制限がない方）。

待期（7日）
← 所定給付日数 →
← 基本手当の残日数が30日以上 → ← 残日数30日未満 →
この間に就職されますと受給の対象となります。
※必ず就職日の前日までの失業の認定を受けてください。
離職　受給資格決定日　受給期間満了日

★ 給付制限がない方は、待期期間経過後であれば、就職の経路は問いません。
（知人の紹介、新聞広告等により就職した場合でも受給の対象となります。）

■ 所定給付日数が 90 日の場合（離職理由が自己都合等で給付制限がある方）。

待期（7日）
← 給付制限3か月 → ← 所定給付日数 →
← 1か月 → → 支給開始 ← 残日数30日未満 →
ここからは、知人の紹介、新聞広告の応募等により就職した場合も対象になります。
この間はハローワーク又は職業紹介事業者の紹介で就職した場合が対象となります。
離職　受給資格決定日　受給期間満了日

★ 自営を開始した場合も、待期期間満了後1か月の期間経過後より対象となります。

再就職手当を受給した皆さんへ

再就職後の賃金が、離職前の賃金より低い場合には「就業促進定着手当」が受けられます

「就業促進定着手当」とは、再就職手当の支給を受けた方で、再就職先に６か月以上雇用され、再就職先での６か月間の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合に、基本手当の支給残日数の40%（※）を上限として、低下した賃金の６か月分を支給するものです。

※再就職手当の給付率が70%の場合は、30%

支給対象者

次の要件をすべて満たしている方

① 再就職手当の支給を受けていること

② 再就職手当の支給を受けた再就職の日から、同じ事業主に６か月以上、雇用保険の被保険者として雇用されていること（※）

※事業主の都合による出向等であっても、6か月経過前に再就職手当の支給に係る再就職先にて、雇用保険の被保険者資格が喪失された場合には「就業促進定着手当」は受けられません。

（起業により再就職手当を受給した場合には、「就業促進定着手当」は受けられません）

③ 所定の算出方法による再就職後６か月間の賃金の１日分の額が、離職前の賃金日額を下回ること

（離職前の賃金日額が下限額の場合には、再就職後６か月間の賃金の１日分の額が、離職前の賃金日額を下回ることはないので、「就業促進定着手当」は受けられません）

支給額

支給額は、次の式で計算します。

（離職前の賃金日額※1 － 再就職後6か月間の賃金の１日分の額★）× 再就職後6か月間の賃金の支払基礎となった日数※2

※１ 原則として、受給資格者証の１面14欄の額となります。ただし、賃金日額の上限額を超える場合は上限額、下限額より低い場合は下限額となります。

離職前賃金日額の上限額と下限額（毎年８月１日に改定します。）

・上限額

離職時の年齢が30歳未満の方	13,500円
離職時の年齢が30歳以上45歳未満の方	14,990円
離職時の年齢が45歳以上60歳未満の方	16,500円
離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方	15,740円

・下限額

全年齢共通	2,480円

※２ 原則、月給制の場合は暦日数（30日、31日など）、日給月給の場合はその基礎となる日数、日給制・時給制の場合は労働の日数

★再就職後6か月間の賃金の１日分の額の算出方法は裏面をご覧ください。

◆支給額には上限があります。

上限額＝ 基本手当日額※3× 支給残日数 × 40%※4

※３ 基本手当日額の上限額（再就職手当と同額）

・離職時の年齢が60歳未満の方	6,105円
・離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方	4,941円

（基本手当の上限額は、毎年８月１日に改定します）

※４ 再就職手当の給付率が70%の場合は、30%

就業促進定着手当の支給後に、離職し失業状態になった場合は、再就職手当と就業促進定着手当を除く残日数分の基本手当を受給できる場合があります。12か月（解雇・倒産などによる退職の場合は６か月）以上働いた後は、新たに雇用保険の受給資格が生じますので、その受給資格で基本手当の給付を受けることになります。詳しくは、ハローワークにご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL300801保05

申請手続

「就業促進定着手当」の支給申請書を再就職手当の支給決定通知書とともにハローワークから郵送しますので、期限までに必要書類を添えて申請手続を行ってください。
支給申請書が届かない場合は、ハローワークにお問い合わせください。

※ 支給申請書は再就職手当の支給申請書に書かれていた住所に郵送しますので、再就職手当の支給申請後に**住所変更している場合は、必ず、郵便局に転居届を出してください。**

[申請期間]

再就職した日から６か月経過した日の翌日から２か月間

[申請先]

再就職手当の支給申請を行ったハローワーク（郵送での申請も可）

[申請書類]

① 就業促進定着手当支給申請書
② 雇用保険受給資格者証
③ 就職日から６か月間（※）の出勤簿の写し
④ 就職日から６か月間（※）の給与明細又は賃金台帳の写し
（※）就職日が賃金締切日の翌日ではない場合、就職後最初の賃金締切日後の６か月分

★「再就職後6か月間の賃金の1日分の額」の算出方法

[月給の場合]

再就職後６か月間の賃金※1の合計額　÷　180

[日給・時給の場合]
次の(a)(b)のうち、どちらか金額の高い方

(a)　再就職後６か月間の賃金※1の合計額　÷　180

(b)（再就職後６か月間の賃金※1の合計額　÷　賃金支払いの基礎となった日数）×　70%

※1　就職日が賃金締切日の翌日ではない場合、就職後最初の賃金締日後の６か月分の賃金の合計（税金や雇用保険料などが控除される前の総支給額）。
通勤手当や皆勤手当などのほか、事務手続きのために期間ごとにまとめて支払う通勤手当などを含みます。
ただし、夏冬の賞与など３か月を超える期間ごとに支払われる賃金は含みません。

※2　「再就職後６か月間の賃金の１日分の額」が、離職前の賃金日額の上限額を超える場合は上限額、下限額より低い場合は下限額となります。（上限額と下限額については表面をご覧ください。）

●手続方法など不明な点は、お気軽にハローワーク（公共職業安定所）の給付窓口にお尋ねください。

再就職手当の額は・・・

あなたが、所定給付日数の3分の1以上の支給日数を残して就職した場合に、支給残日数の60%（※1）、所定給付日数の3分の2以上の支給日数を残して就職した場合に、支給残日数の70%（※2）を基本手当日額に乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てとなります。）が支給されます。

※1 就職日が平成29年1月1日前の場合は、50%
※2 就職日が平成29年1月1日前の場合は、60%

■ 再就職手当の額

所定給付日数	支給残日数		再就職手当の額
	支給率60%（※2）の場合	支給率70%（※3）の場合	
90日	30日以上	60日以上	基本手当日額（※1上限有） × 所定給付日数の支給残日数 × 60%（※2）又は70%（※3） （１円未満の端数については、切り捨て）
120日	40日以上	80日以上	
150日	50日以上	100日以上	
180日	60日以上	120日以上	
210日	70日以上	140日以上	
240日	80日以上	160日以上	
270日	90日以上	180日以上	
300日	100日以上	200日以上	
330日	110日以上	220日以上	
360日	120日以上	240日以上	

※ 個別延長給付、地域延長給付の支給残日数については再就職手当に係る支給残日数としてはみなされません。

※1 再就職手当に係る基本手当日額には上限額があります（平成31年７月31日までの額です）。
　離職時の年齢が 60歳未満の方 ………………… 6,105 円
　離職時の年齢が 60歳以上65 歳未満の方…… 4,941 円
　毎年、８月１日に「毎月勤労統計」の平均給与額により改定されます。

※2 就職日が平成29年1月1日前の場合は、50%
※3 就職日が平成29年1月1日前の場合は、60%

〈表〉

雇用保険受給資格者証　（第１面）

1. 支給番号　2. 氏名
3. 被保険者番号　4. 性別　5. 離職時年齢　6. 生年月日　7. 求職番号
8. 住所又は居所
9. 支払方法（記号（口座）番号 - 金融機関名 - 支店名）
10. 資格取得年月日　11. 離職年月日　12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日額　14. 離職時賃金日額　15. 給付制限
16. 求職申込年月日　17. 認定日
19. 基本手当日額　20. 所定給付日数　21. 通算被保険者期間
22. 離職前事業所名

この金額が
基本手当日額です。
ただし、上限額が
ありますので、
ご注意ください。

〈裏〉

（第３面）

写真欄
3×2.5
支給番号　氏名

処理状況
日　認定（支給）期間　日数　種類　支給金額　残日数　備考

この日数が
認定日に基本手当を
受給した上での
支給残
日数です。

再就職手当は早期に再就職するほど金額がUPします。

● 例えば、基本手当日額4,000円、所定給付日数90日の方が給付制限期間中に就職した場合・・・
（就職日が平成29年1月1日以後の場合）

■ 所定給付日数90日に対して、基本手当の支給残日数が90日ですので給付率は70％となります。

■ 再就職手当は、4,000円 × 90日 × 70％ ＝ 252,000円　となります。

待期（7日）　←給付制限3か月→　←所定給付日数（90日）→

離職　受給資格決定日　待期満了日　待期満了日の翌日　就職日（※）　受給期間満了日

※ 待期期間満了後1か月間はハローワーク又は職業紹介事業者の紹介で就職した場合が対象となります。（この1か月間の経過後は就職経路を問いません）

● 例えば、基本手当日額4,000円、所定給付日数270日の方が受給資格決定日以後50日目に就職した場合・・・
（就職日が平成29年1月1日以後の場合）

■ 所定給付日数270日に対して、基本手当の支給残日数が228日（※）ですので給付率は**70％**となります。

■ 再就職手当は、4,000円 × 228日 × **70％ ＝ 638,400円**　となります。

● 例えば、基本手当日額4,000円、所定給付日数270日の方が受給資格決定日以後100日目に就職した場合・・・
（就職日が平成29年1月1日以後の場合）

■ 所定給付日数270日に対して、基本手当の支給残日数が178日（※）ですので給付率は**60％**となります。

■ 再就職手当は、4,000円 × 178日 × **60％ ＝ 427,200円**　となります。

待期（7日）　←基本手当支給（※）→　←所定給付日数（270日）→

離職　受給資格決定日　待期満了日　待期満了日の翌日　就職日の前日　就職日　受給期間満了日

※　待期期間は受給資格決定日を含めて７日ですので、就職日の前日までの支給日数は50日目に就職の場合は42日分、100日目に就職の場合は92日分となります。

あなたが受給できる金額は・・・

支給残日数		基本手当日額				再就職手当
日	×	円	×	%	＝	円
就職日の前日まで受給したうえで残っている日数		上限額がございますのでご注意ください。		60%または70%（※）		

※就職日が平成29年1月1日前の場合は50%または60%

◆　再就職したときの手続き方法はハローワークからお配りした「受給資格者のしおり」をご確認ください。
◆　再就職手当の支給申請書は、**就職した日の翌日から１か月以内**に本人、代理の方、又は郵送によりご提出ください。
◆　再就職手当支給後に万一離職され、失業状態となった場合は、再就職手当分を除く残日数分を受給できる可能性がございますので、まずはハローワークにご相談ください。
◆　その他、手続き方法等が不明な場合はお気軽にハローワーク（公共職業安定所）の給付窓口までおたずねください。

再就職手当はあなたを応援しています。

雇用保険を受給中の皆さまへ

遠方での就職活動や就職をお考えの場合、
受給できる制度があります（平成30年１月改正）

「広域求職活動費」と「移転費」のご案内

広域求職活動費

「広域求職活動費」は、雇用保険の受給資格者の方が、ハローワークの紹介により**遠隔地にある求人事業所（※）を訪問して求人者と面接等をした場合（以下、広域求職活動という）に支給されます。**支給には一定の条件があり、支払われる費用には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃と、宿泊料があります。

移転費
（Ｐ３～）

「移転費」は、雇用保険の受給資格者の方が、ハローワーク、特定地方公共団体または職業紹介事業者の紹介により**職業に就くため、または公共職業訓練等を受講するために、住居所を変更する場合に支給されます。**いずれも、ハローワークの所長が必要であると認めたときに支給され、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、移転料および着後手当があります。

（※）『遠隔地にある求人事業所』とは、**雇用保険の受給手続を行っているハローワーク**から、**訪問する求人事業所の所在地を管轄するハローワーク**の間の距離（往復）が、**交通費計算の基礎となる鉄道等の距離で200キロメートル以上ある場合**をいいます。

広域求職活動費の支給要件

「広域求職活動費」は以下の条件を満たした場合に支給されます。

① 雇用保険の受給資格者であること
※ 広域求職活動の指示を受ける時点で、受給資格者であれば、広域求職活動を開始する時点で、受給資格者でなくても対象となります。

② ハローワークに紹介された求人が、その受給資格者の方に適当と認められる管轄区域外に所在する事業所のもので、その事業所の**常用求人**であること

③ 雇用保険の受給手続を行っているハローワークから、訪問する求人事業所の所在地を管轄するハローワークの間の距離（往復）が、交通費計算の基礎となる鉄道等の距離で**200キロメートル以上**あること

④ 雇用保険の待期期間が経過した後に、広域求職活動を開始したこと

⑤ 広域求職活動に要する費用が、訪問先の求人事業所の事業主から支給されないこと、またはその支給額が広域求職活動費の額に満たないこと

＊ 上記のほか、職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合は、その給付制限期間が経過した後に、広域求職活動を開始したことが必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL300101保09

広域求職活動費の支給額

鉄道賃、船賃、航空賃および車賃

雇用保険の受給手続を行っているハローワークの所在地 ←200km以上→ 訪問する求人事業所の所在地を管轄するハローワークの所在地
通常の経路・方法による運賃

雇用保険の受給手続を行っているハローワークの所在地から、訪問する求人事業所の所在地を管轄するハローワークの所在地までの順路について、通常の経路および方法により計算した運賃等の額が支給されます。

宿泊料について

雇用保険の受給手続を行っているハローワークの所在地 ←400km以上→ 訪問する求人事業所の所在地を管轄するハローワークの所在地
距離と訪問数に応じた金額

交通費計算の基礎となる**鉄道等の距離が400キロメートル以上**ある場合に支給され、その距離と、訪問する求人事業所の数に応じて金額が定められています。

広域求職活動費の支給手続き

① 求人紹介

ハローワークの職業相談部門で、支給の対象となる事業所の求人紹介（広域職業紹介）を受けた場合、雇用保険の受給手続を行っているハローワークの雇用保険部門から下記２点の用紙が交付されます。

- **「広域求職活動指示書」**
- 訪問する求人事業所の数に応じた**「広域求職活動面接等訪問証明書」**

② 面接等

紹介された事業所で面接等を受けます。

★面接等を受けた事業所に、「広域求職活動面接等訪問証明書」の事業主証明欄の記載をお願いしてください。

③ 書類提出

広域求職活動を終了した日の翌日から10日以内に雇用保険の受給手続を行っているハローワークの雇用保険部門に、下記の書類を提出してください。

- **支給申請書**
- **広域求職活動指示書**
- **雇用保険受給資格者証**
- **広域求職活動面接等訪問証明書**

雇用保険を受給中の皆さまへ

面接や教育訓練などで保育等サービスを利用した場合に
費用の一部が支給されます（平成29年１月～）

「求職活動関係役務利用費」のご案内

「求職活動関係役務利用費」とは、雇用保険の受給資格者等※1が、平成29年１月以降に、求人者との面接等をしたり、教育訓練を受講したりするため、子のための保育等サービス※2を利用した場合、そのサービス利用のために負担した費用※3の一部が支給される制度です。

※１　**受給資格者等**：基本手当の受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者
※２　**保育等サービス**：認可保育所の保育、認可幼稚園の保育、認定子ども園の保育、一時預かり事業等
※３　**費用**：保育等サービス実施者に対して支払った利用料として、保育等サービス実施者が証明する額(税込)

支給の要件

○ 以下の条件を全て満たす場合に、「求職活動関係役務利用費」の支給が受けられます。

1　支給対象となる方

保育等サービスを利用した日において受給資格者等（上記 ※１）である方。

受給資格者等である期間

- **「基本手当の受給資格者」の場合　⇒ 受給資格決定日から、最後の認定日（支給終了日）または受給期間満了日のどちらか早い日まで**
- **「高年齢受給資格者」の場合　⇒ 離職日の翌日から１年間**
- **「特例受給資格者」の場合　⇒ 離職日の翌日から６か月間**

※いずれも、受給資格の決定手続きを行っている方に限ります。また、受給資格の決定手続き以後に就職等した場合は、上記期間内であっても受給資格者等には該当しません。

2　支給対象となる「面接等」と「教育訓練」

対象となる面接等

支給の対象となる面接等とは「①求人者との面接」のほか、「②筆記試験の受験」、「③ハローワークや許可・届出のある職業紹介事業者等が行う職業相談・職業紹介等」、「④公的機関等が行う求職活動に関する指導」、「⑤個別相談が可能な企業説明会等」をいいます。いずれも、失業認定における求職活動に該当する活動であることが条件です。

対象となる教育訓練

支給の対象となる教育訓練の受講とは、「①ハローワークの指示・推薦による公共職業訓練等の受講」、「②就職支援計画に基づく求職者支援訓練の受講」、「③ハローワークの指導による各種養成施設への入校」、「④教育訓練給付の対象訓練及び短期訓練受講費の対象訓練等の受講」をいいます。

3　支給対象となる子

保育等サービスを受けるにあたって、その保育の対象となる子とは、「①法律上の親子関係に基づく子（実子の他養子も含む。）」、「②特別養子縁組を成立させるために監護を受けている者」、「③養子縁組里親に委託されている者、養育里親に委託されている者」をいいます。

その他、ご不明な点は、お気軽に最寄りのハローワークの「雇用保険窓口」にお尋ねください。

ハローワーク　所在地　検索

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL281228保05

支給額・算出方法等

1 支給額

保育等サービス利用のために本人が負担した費用（保育等サービス利用費）の**80%**を支給します（**１日あたりの支給上限額6,400円**）。

【計算式】１日あたりの保育等サービス利用費（上限額8,000円）× 80%

2 保育等サービス利用費の算出方法

日払いの場合

面接等、または教育訓練を受けた日に要した、保育等サービスの利用費を１日単位で申請してください（上限額8,000円）。

【例】利用費が、Ａ日＝4,000円、Ｂ日＝7,000円、Ｃ日＝9,000円の場合
申請額は、Ａ日＝4,000円、Ｂ日＝7,000円、Ｃ日＝8,000円
※Ｃ日は上限額（8,000円）を超えるため、8,000円が申請額となります。

月額の場合

『**月額費用 ÷ その月の暦日数 × 面接等や教育訓練を受けた日数**』で算出した額を申請してください。

【例】４月に面接等を６日受け、月額６0,000円の利用費を支払った場合
６0,000円 ÷ 30日 × ６日 ＝ 12,000円（保育等サービス利用費）

3 支給対象となる上限日数

※それぞれ下記の日数に達するまでは支給対象となります。

面接等をした日 → 支給の上限 **15日**

訓練を受講した日 → 支給の上限 **60日**

受給の手続き

支給申請書等の提出

「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書」に、下の必要書類を添えて、失業の認定日に住居所管轄のハローワークへ提出してください。

※ ただし、ハローワークの指示により公共職業訓練等を受講する受給資格者（公共職業訓練等の実施施設を経由して失業の認定を受けることを希望する方に限ります。）は、失業の認定の対象となる月分について、翌暦月中に提出を行う必要があります。

※ 高年齢受給資格者、特例受給資格者または日雇受給資格者が申請する場合は、保育等サービスを利用した日の翌日から４か月以内が申請期間となります。

必要書類

① 受給資格者証等
② 保育等サービス事業者が発行する保育等サービス費用に係る領収書
③ 保育等サービス事業者が発行する「保育等サービス利用証明書」
④ 保育等サービス事業者が発行する「返還金明細書」
（領収書を発行後、利用料の値引き等により、保育等サービス利用費の一部が返還された場合に限ります。）
⑤ 事業主の証明を受けた「面接証明書」等の求人者との面接等を行ったことを証明する書類
（求人者と面接等を行った場合に限ります。）
⑥ 訓練実施者の証明を受けた「教育訓練受講証明書」等の訓練を受講したことを証明する書類
（教育訓練を受講した場合に限ります。）
⑦ 対象となる子の氏名、本人との続柄を確認できる住民票記載事項証明書等
⑧ 保育等サービス利用費について、地方公共団体等の第３者から補助を受けた場合は、その額を証明する書類

雇用保険を受給中の皆さまへ

ハローワークの指導で１か月未満の教育訓練を修了した場合に訓練費用の一部が支給されます（平成29年１月～）

「短期訓練受講費」のご案内

「短期訓練受講費」とは、雇用保険の受給資格者等※１が、平成29年１月以降に、ハローワークの職業指導により再就職のために１か月未満の教育訓練※２を受け、訓練を修了した場合に、支払った教育訓練経費※３の**２割（上限10万円、下限なし）**が支給される制度です。

※１　**受給資格者等**：基本手当の受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者
※２　**教育訓練**：支給の対象となる教育訓練には要件があります。下の囲み内をご参照ください。
※３　**教育訓練経費**：入学料（入学金または登録料）と受講料で、教育訓練施設が証明する額

支給の要件

○ 以下の条件を全て満たす場合に、「短期訓練受講費」の支給が受けられます。

1　支給対象となる方

① 教育訓練を受講する前に、その訓練を受けるためのハローワークの職業指導（以下「受講指導」）を受けていること。

② 受講指導を受ける日において、受給資格者等であること。

③ 雇用保険の待期期間が経過した後に、教育訓練の受講を開始したこと。

受給資格者等である期間

- **「基本手当の受給資格者」の場合　⇒ 受給資格決定日から、最後の認定日（支給終了日）または受給期間満了日のどちらか早い日まで**
- **「高年齢受給資格者」の場合　⇒ 離職日の翌日から１年間**
- **「特例受給資格者」の場合　⇒ 離職日の翌日から６か月間**

※いずれも、受給資格の決定手続きを行っている方に限ります。また、受給資格の決定手続き以後に就職等した場合は、上記期間内であっても受給資格者等には該当しません。

2　支給対象となる教育訓練

① 一般教育訓練給付の対象講座を実施している教育訓練実施者が実施していること。

② 公的職業資格の取得を目標とする１か月未満の教育訓練（※）であること。
（※）資格または試験であって、国もしくは地方公共団体、または国から委託を受けた機関が法令に基づいて実施するもの。【例】大型特殊免許、フォークリフト運転技能講習、介護職員初任者研修、等

③ 一般教育訓練給付の対象講座として指定されていないこと。
※ただし、一般教育訓練給付の講座指定を受けている訓練を受講する場合であっても、受講開始日において一定の雇用保険の被保険期間等がない等の理由で、一般教育訓練給付の受給ができない方は、「短期訓練受講費」の支給対象となります。

④ 教育訓練の開始時期、内容、対象者、目標および修了基準が明確であり、教育訓練の実施者が、その訓練について、適切に受講されたことを確認し、修了させるものであること。

その他、ご不明な点は、お気軽に最寄りのハローワークの「雇用保険窓口」にお尋ねください。

ハローワーク　所在地　検索

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL300228保01

受給の手続き

《受講開始前に行う手続き》

短期訓練の受講を希望する場合は、**必ず受講開始前に、**以下①～③の手続きを行った上で、教育訓練を受講する必要があります

①「短期訓練受講費支給要件照会票」の提出

受給資格があることを確認するため、住居所管轄のハローワークの雇用保険窓口へ、教育訓練実施者の証明を受けた「短期訓練受講費支給要件照会票」を提出します。

※「短期訓練受講費支給要件照会票」は、ハローワークの雇用保険窓口で交付しています。

②「短期訓練受講費支給要件回答書」の受理

住居所管轄のハローワークから交付された「短期訓練受講費支給要件回答書」に「支給要件を満たしています。」と記載されていた場合のみ③の受講指導を受けられます。

③ハローワークによる受講指導

住居所管轄のハローワークの職業相談窓口に「短期訓練受講費支給要件回答書」を持参し、受講指導を受けます。ハローワークでは、教育訓練の受講が再就職のために必要かどうかなどを確認し、「短期訓練受講指導書」を交付します。

訓練の受講

《受講修了後に行う手続き》

④支給申請書等の提出

「求職活動支援費（短期訓練受講費）支給申請書」に下記の必要書類を添えて、**教育訓練の修了日の翌日から１か月以内に、**住居所管轄のハローワークへ提出してください。

必要書類

① 雇用保険受給資格者証等
② 教育訓練実施者が発行する「教育訓練修了証明書（短期訓練受講費）」
③ 教育訓練実施者が発行する教育訓練経費に係る「領収書」
④ 教育訓練経費等確認書（短期訓練受講費）
⑤ 教育訓練実施者が発行する「返還金明細書（短期訓練受講費）」
（領収書を発行後、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が返還された場合に限ります。）
⑥ 受講指導を行ったハローワークが発行する「短期訓練受講指導書」

ご注意ください！

◆「支給対象となる教育訓練－③」一般教育訓練給付の講座指定を受けている講座受講について

ハローワークによる受講指導時において、一般教育訓練給付の受給ができないため「短期訓練受講費」の支給対象となった場合でも、受講指導後に就職等をして雇用保険の被保険者資格が変わり、一般教育訓練給付金の支給要件を満たした場合は、「短期訓練受講費」の支給対象とはなりません。

◆「受給の手続き－②」短期訓練受講費支給要件回答書について

短期訓練受講費支給要件回答書に「支給要件を満たしています。」と記載があったとしても、ハローワークによる受講指導時において就職等している場合は、受給資格者には該当しないため、「短期訓練受講費」の支給対象とはなりません。

移転費の支給要件

「移転費」は以下の条件を満たした場合に支給されます。

① 雇用保険の受給資格者であること

② 雇用保険の待期期間が経過した後に、就職し、または公共職業訓練等を受けることとなったこと

③ **ハローワーク、特定地方公共団体または職業紹介事業者**（※1）**が紹介した職業**（※2）に就くため、またはハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受けるために、住所・居所を変更する場合

（※1）職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体または職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者をいいます。なお、職業紹介事業の停止を命じられている職業紹介事業者または業務改善命令を受けている職業紹介事業者から紹介を受けた場合は、移転費の支給対象とはなりません。

（※2）雇用期間が１年未満である場合や、循環的に雇用されることが慣行となっている場合を除きます。

④ 事業所または訓練施設が、次のいずれかに該当するため、ハローワークが住所・居所の変更が必要であると認める場合

a. **通勤(所)時間が往復4時間以上**である場合

b. 交通機関の始(終)発の便が悪く、通勤(所)に著しい障害がある場合

c. 移転先の事業所・訓練施設の特殊性や事業主の要求によって移転を余儀なくされる場合

⑤ 事業所、訓練施設その他の者から就職準備金その他移転に要する費用が支給されないこと、またはその支給額が移転費の額に満たないこと

＊ 上記のほか、職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合は、その給付制限期間が経過した後に、就職し、または公共職業訓練等を受けることとなったことが必要です。

移転費の支給額

鉄道賃、船賃、航空賃および車賃

旧住居地

往復４時間以上など

事業所や訓練施設

移転

通常の経路・方法による運賃
（本人および随伴する親族分）

新住居地

旧住居地から新住居地までの順路について、通常の経路および方法により計算した、本人および随伴する親族の運賃等の額が支給されます。

移転料について

旧住居地

往復４時間以上など

事業所や訓練施設

移転

交通費計算の基礎となる
鉄道等の距離、および
親族の随伴に応じた額

新住居地

交通費計算の基礎となる鉄道等の距離および親族の随伴に応じて、定められた金額が支給されます。

着後手当

親族が随伴するかどうかによって、下記の額が支給されます。

親族を随伴する場合	**76,000円** ※ 旧居住地から新居住地までの、鉄道賃の額の計算の基礎となる距離が、100キロメートル以上の場合は、**95,000円**
親族を随伴しない場合	**38,000円** ※ 旧居住地から新居住地までの、鉄道賃の額の計算の基礎となる距離が、100キロメートル以上の場合は、**47,500円**

移転費の支給手続き

① 書類提出

移転の日の翌日から1箇月以内に、移転先の住居所を管轄するハローワークに下記の書類を提出してください。

・移転費支給申請書（※）　　・雇用保険受給資格者証

（※）・移転の際、親族の方が随伴される場合は、その親族の方が、受給資格者の方の収入によって生計を維持されている同居の親族であることを証明する書類を添付してください。
・特定地方公共団体または職業紹介事業者の紹介した職業に就いたことにより、移転費の支給申請を行う場合は、紹介状の写しや「職業紹介証明書（移転費）」等の紹介を受けた事実を証明できる書類を添付してください。

②　ハローワークから**移転費支給決定書**および**移転証明書**が交付されます。

③ 提出

就職先の事業主に、移転費支給決定書と移転証明書を提出してください。

④　就職先の事業主が、移転証明書の就職証明欄に必要事項を記載し、交付したハローワークに返送します。

その他、ご不明な点は、お気軽に最寄りのハローワークの「雇用保険窓口」にお尋ねください。

ハローワーク　所在地　検索

ハローワークナビ

（ハローワーク活用ガイド求職者編）

仕事をお探しの方へ

Hello work Navi

ハローワークは国の施設で、無料でご利用いただけます。
お気軽にご利用ください。

ハローワーク中標津

〒086-1002　中標津町東２条南２丁目 1-1
TEL 0153-72-2544
OPEN　8:30～17:15（土、日、祝、年末年始を除く）

ハローワークの主なサービスメニュー

● 就職に関する相談・紹介

就職活動に関すること全般、ハローワークで受付している求人についての相談・紹介を行っています。

就職活動の方法や履歴書作成のポイント、面接での注意点などの相談、また、求人票だけではわからないことや直接質問しにくいことも、スタッフが代わって会社に問い合わせしますので、気軽にご相談ください。

その他就職活動に関する疑問、質問等についても可能な限り対応いたします。

● 求人提供サービス

ハローワークでは、就職活動をしている方がお仕事を探しやすいように、会社の募集情報を集め、見やすいように庁舎内に掲載しています。主な掲載方法は次の通りです。

1　求人検索パソコン

全国のハローワークで受付をした求人を、条件を指定して検索することができます。

2　求人公開ファイル

管内（中標津・標津・別海・羅臼）の求人情報を掲載しています。

（各ファイルの掲載方法は P3 を参照してください。）

3　最新求人コーナー

受付後おおむね１週間以内の求人情報を掲載しています。

4　急募コーナー

急募で募集をしている求人情報を掲載しています。

※　求人のコピーサービスについて

ハローワークの求人であれば、全国どこの求人でもコピーを差し上げることが可能です。

ハローワークで見た求人、インターネットで調べたハローワークの求人や求人情報誌で気になった求人等を詳しく見たい、持ち帰って検討したい場合は、「リクエストカード」に求人番号を記入して受付に提出してください。

● 求人情報誌

木～水曜の新規受付求人を一覧表にまとめて公開しています。

ハローワーク内のパンフレットスタンドの他、屋外の求人情報ボックスにも置いていますのでハローワークが休みの時でもお持ち帰りいただけます。

発行する時点では募集中の求人ばかり集めていますが、応募者が多くなった、採用者が決定するなどして、発行後に取消しとなる場合もあります。

発行日は毎週金曜で、正午に入れ替えしています。

郵送のため情報の更新は遅れますが以下の場所でも求人情報はご覧いただけます。

中標津町役場、標津町役場、羅臼町役場、別海町役場、別海町商工会

● インターネット

・ハローワークインターネットサービス（ https://www.hellowork.go.jp ）

全国のハローワークの求人情報を検索できます。

※会社の希望により情報の一部、または全てが掲載されていないものもあります。

新聞

求人情報の一部を新聞に掲載しています。

・北海道新聞(火曜夕刊)

求人リクエストサービス

「ここの会社から求人が出たら連絡してほしい」、「こんな求人が出たときに連絡して欲しい」等の要望がありましたら窓口でご相談ください。

予約職業相談サービス

相談、紹介はハローワークが開いている時間（土、日、祝、年末年始を除く８:３０～１７:１５）はいつでも対応いたしますが、混雑している時はお待ちいただく場合もあります。

「今日は時間がないので後日改めて相談したい」、「時間をかけてじっくり相談を受けたい」等の場合は、事前に申込みいただきますと優先して相談時間を確保いたします。

ハローワークの求人への応募方法について

ハローワークの求人へ応募するときは**紹介状が必要**です。

1 リクエストカードの提出

・ リクエストカードに氏名、生年月日、応募を希望する求人番号を記入し受付に提出してください。（初めてご利用の場合は記載台で求職申込書を記入し、併せて受付に提出してください。）

・ 紹介状の発行は応募することを前提として行いますので、紹介を受ける前に求人条件などを確認するようお願いします。

2 職業相談・紹介（会社への連絡）

・ 窓口スタッフから会社担当者に連絡をとり、面接日時の予約や応募書類の送付方法などを確認しご案内します。

・ 求人票だけではわからないことや直接聞きにくいことも、窓口スタッフが代わって問い合わせすることもできます。

・ また、応募条件（例えば年齢条件や経験などについて）に少し外れる場合でも、これまでの経験等を会社に話した上で、応募できる場合がありますので、応募条件に関することを含め、紹介前の相談時に申し出てください。

3 応募（面接・書類送付など）

・ 面接の場合は、応募書類（履歴書や職務経歴書など）とハローワークから発行される**紹介状**を持参のうえ、決定した面接日時に選考場所に行ってください。

（担当者が不在などで面接日時がすぐに決められない場合は、会社にご本人の電話番号などを伝えたうえで、後日会社から連絡をすることがあります。）

・ 書類選考の場合は、応募書類（履歴書や職務経歴書など）に紹介状を同封のうえ、郵送（または会社に持参）してください。

4 採用結果の連絡

・ 採用・不採用の連絡は、ハローワークにも連絡がありますが、会社からご本人あてに必ず連絡するようお願いしています。

求人公開ファイル区分表

	地 域 別	勤務時間別	職業別	主 な 職 業
1	中標津町	フルタイム	専門 技術 事務	看護師、薬剤師、保育士、栄養士 建設・土木技術者、測量士、プログラマー 事務
2			販売 サービス	販売、営業、保険外交員、給油店員 ホームヘルパー、理・美容師、調理人 接客、給仕係、ホールスタッフ、配膳係 フロント、レジ係
3			警備・運輸 生産工程 その他労務	警備員、交通誘導員、運転手 自動車整備工、建設・土木作業員 水産加工員、配送員、清掃員、雑務員
4		パートタイム	専門 技術 事務	看護師、薬剤師、保育士、栄養士 建設・土木技術者、測量士、プログラマー 事務
5			販売 サービス	販売、営業、保険外交員、給油店員 ホームヘルパー、理・美容師、調理人 接客、給仕係、ホールスタッフ、配膳係 フロント、レジ係
6			警備・運輸 生産工程 その他労務	警備員、交通誘導員、運転手 自動車整備工、建設・土木作業員 水産加工員、配送員、清掃員、雑務員
7	区分なし	区分なし	農業 林業 漁業	農業作業員、酪農作業員 林業作業員 漁業作業員
8	別 海 町	フルタイム	区分なし	
9		パートタイム	区分なし	
10	標 津 町	区分なし		
11	羅 臼 町	区分なし		

※【地域別】働く場所により区分（中標津町、標津町、羅臼町、別海町）
【勤務時間別】フルタイム　（正社員と同じ勤務日数、勤務時間）
パートタイム　（正社員より短い勤務日数、勤務時間）

就職までのステップとハローワークの提供サービス

STEP 1 自己分析・労働市場分析

・これまでの職務経歴の棚卸し

・興味、関心、やりたい事、できる事の検討

・希望職種の現在の求人状況等の確認

【ハローワークのサービス内容】

・職業興味検査や職業経験の振り返りの方法などの相談。

・技能や技術を身につけるための職業訓練の相談。

STEP 2 労働条件の決定

・生活面などを考慮しながら、休日・賃金などの希望する労働条件の確認

・さらに希望条件に優先順位をつけ、「こだわる条件」、「譲れる条件」などを確認

【ハローワークのサービス内容】

・労働市場を踏まえた、就職に近づく条件設定の相談。

STEP 3 求人検索

・希望条件に合う求人を検索
（探し方がよくわからない方は、窓口で相談しながら探すこともできます）

【ハローワークのサービス内容】

・求人検索パソコン、求人公開ファイル、求人情報誌など

・ハローワークインターネットサービス

・しごと情報ネット

STEP 4 応募準備

・履歴書の準備（写真も含む）
また、最近では、職務経歴書を求められる場合があります。

・面接でのマナーや服装、受け答えの準備。

【ハローワークのサービス内容】

・履歴書・職務経歴書の書き方のアドバイス

・面接の受け方に関するアドバイス

STEP 5 応募(面接、書類選考等)

・ハローワークの求人に応募するときは**紹介状が必要**です。窓口スタッフより会社担当者に連絡をとり、詳しい条件を確認したうえで、面接日時の予約や応募書類の送付方法などをご案内します。

・紹介した当日に面接する場合もありますので、ハローワークへ来る時は出来るだけ服装、応募書類等の準備をしてお越しください。

・会社の場所は事前に確認し、時間に余裕を持って面接に行くようにしましょう。

指定日時に都合が悪くなった、応募を辞退する等の場合、必ず会社へ連絡をしてください。

【ハローワークのサービス内容】

・求人票だけではわからないことや、直接質問しにくいことも、窓口スタッフが代わって問い合わせすることもできます。

STEP 6 採　用

・採用が決まったら、まず労働条件を確認しましょう。労働基準法では、労働条件は書面（雇用契約書や労働条件通知書など）で明示することとされています。

不採用

・今回の面接などで、うまく会社に自分のアピールポイントなど伝えられなかった場合は、次の応募に備え、ＳＴＥＰ１の自己分析（職務の棚卸しなど）や、ＳＴＥＰ４の応募準備などを見直し、次の応募に備えます。

求人公開カードの見方

【求人番号】
窓口で相談する場合にメモしておくと便利です。

【就業場所】
会社の所在地と就業場所が異なる場合があります。通勤可能な場所かどうか確認を・・・

【加入保険等】
保険制度が整ってるかどうかをチェックしましょう。
雇用期間が短いもの、パートタイムの場合は加入できないこともあります。面接時には再確認を・・・

【仕事の内容】
入社後に担当する仕事の主なものが記入されています。
仕事選びの重要なポイント！

【就業時間】
通勤時間の事も考慮し、始業・終業時刻を確認。会社や職種によっては交代制の勤務になることもあります。

求人番号
受付年月日
紹介期限日
求人票
1 求人事業所名
事業所名
所在地
ホームページ
Eメール
就業場所
転勤の可能性
2 仕事の内容等
職種
仕事の内容
雇用形態
雇用期間
学歴
必要な経験等
必要な免許・資格
年齢
3 労働条件等
賃金（税込）
賃金形態
賃金締切日
通勤手当
昇給（実績）
賞与（実績）
加入保険等
雇用 労災 公災
退職金共済
就業時間
時間外
休日等
週休二日制
求人条件特記事項

【毎月の賃金】
a 基本給＋b 諸手当＝総支給額
そこから税金と社会保険料などを引いたものが手取り額となります。
「総支給額＝手取り額」ではないので要注意！

【従業員数】
「当事業所」は就労場所での人数です。
「企業全体」は、各支店や工場と本社を合せた人数です。

【通勤手当】
通勤手当の有無と、いくらまで支給されるかなど確認しましょう。

【選考】
面接前に履歴書・紹介状を郵送する募集の場合、採否の決定まで時間がかかることがあります。

【昇給・賞与】
前年度の実績なので、今年度は異なる場合もあります。

応募時の注意事項

応募書類作成時の注意

●丁寧に記入

文字の上手い下手は急に直すことはできませんが、心を込めて丁寧に記入すれば文字にも違いが表れるようです。
急いで乱雑に記入することなく、余裕を持って丁寧に書いてください。

●空欄はなるべく作らない

「面接で話せばいいから」とあまり記入していない方もいるようですが、書類は書類、面接は面接でそれぞれしっかりと対応することが大切です。
せっかくの応募書類を空欄で出さずに積極的に自分をアピールしてみましょう。

●見やすく記入

空欄が多いのは困りますが、細かな字でびっしりと記入している書類も見づらい場合があります。
自分なりに伝えたいことがたくさんあって、書ききれないことがあるかもしれませんが、読まれる書類にするためには見やすく要点をまとめることも大事です。

●他の人に負けない工夫を

応募書類を丁寧に作ることは当然ですが、他の人も同様にしっかりした書類を作っているでしょう。
自分がより注目されるように、プラスアルファで添え状(送付状)、職務経歴書等を一緒に提出する等工夫をしてみると効果があるかも知れません。

面接時の注意

●身だしなみはきちんと

面接に限らず、初対面の時に受ける第一印象は後に大きく影響します。
いくら内面がしっかりしていても、外見に気を配っていなければ評価が低くなることもありますので十分注意してください。
また、受ける企業によりますが、服装がカジュアル過ぎるのも好まれない場合が多いので、落ち着いた服装が望ましいでしょう。

●予習しましょう

応募する企業の事業内容、求人の職種がどのようなことをする仕事なのか、ある程度の下調べはしておきましょう。
全く下調べをせず、面接時に企業担当者から聞いて初めてわかる様では、採用は難しいと思います。

●あいさつ・受け答えはしっかり、ハッキリ

人間関係の基本は、キチンとしたあいさつから始まりますので、明るく元気にあいさつしましょう。
面接官の質問が聞き取れない、質問の意味が理解できない等の場合、そのまま聞き流していい加減な返事をすることは避け、失礼のないように聞き返したうえでしっかりと回答しましょう。

※応募書類の作成、面接に共通することですが、自分の目線ばかりで考えず、企業の立場からどんな人物が求められるか考えてみることが大切です。